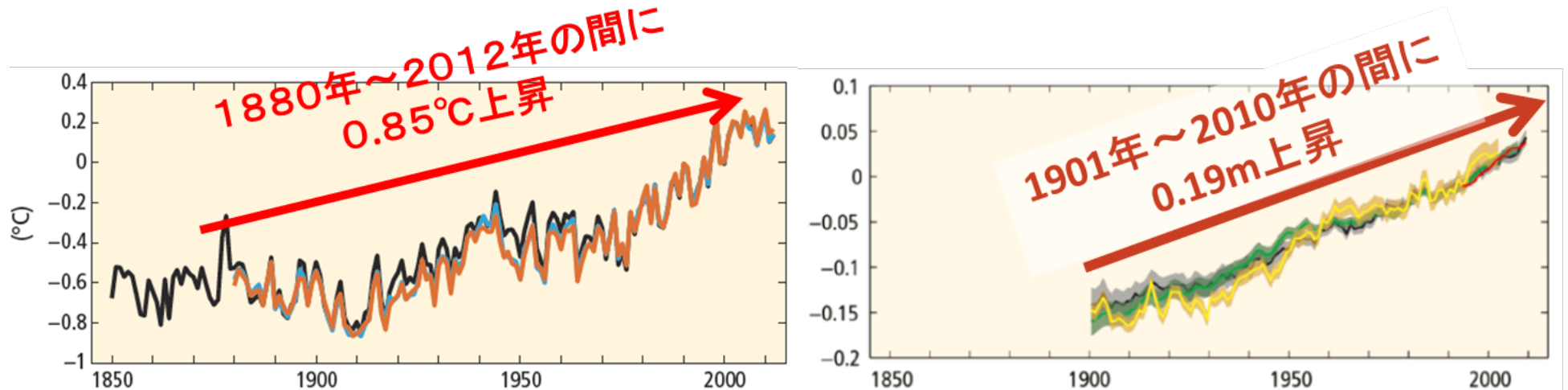


自然災害に関する保険・共済を取り巻く 状況及び現状と課題について

平成29年1月
内閣府防災担当

世界の気候変動

- 近年、世界中で極端な気象現象が観測されている。強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で発生し、甚大な被害を引き起こしていることが毎年のように報告されている。
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によれば、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇している」とされている。

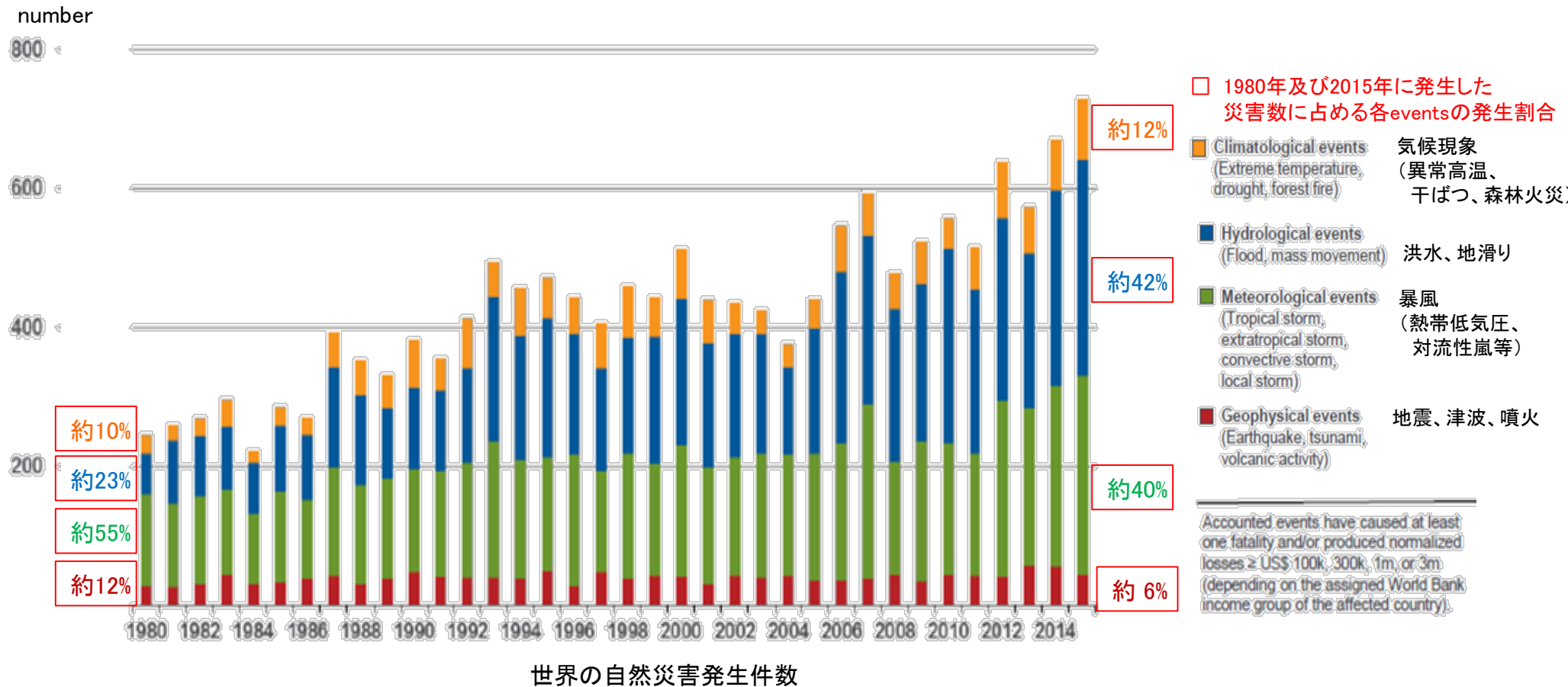


出典: IPCC AR5 統合報告書、政策決定者向け要約 図SPM.1(a),b) (2014年)
※赤字、記号は内閣府にて追加

- 同報告書において、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されている。
- このため、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められている。

世界の自然災害の現状

■ 気候現象や風水災等の気象に関連する災害は増加している。

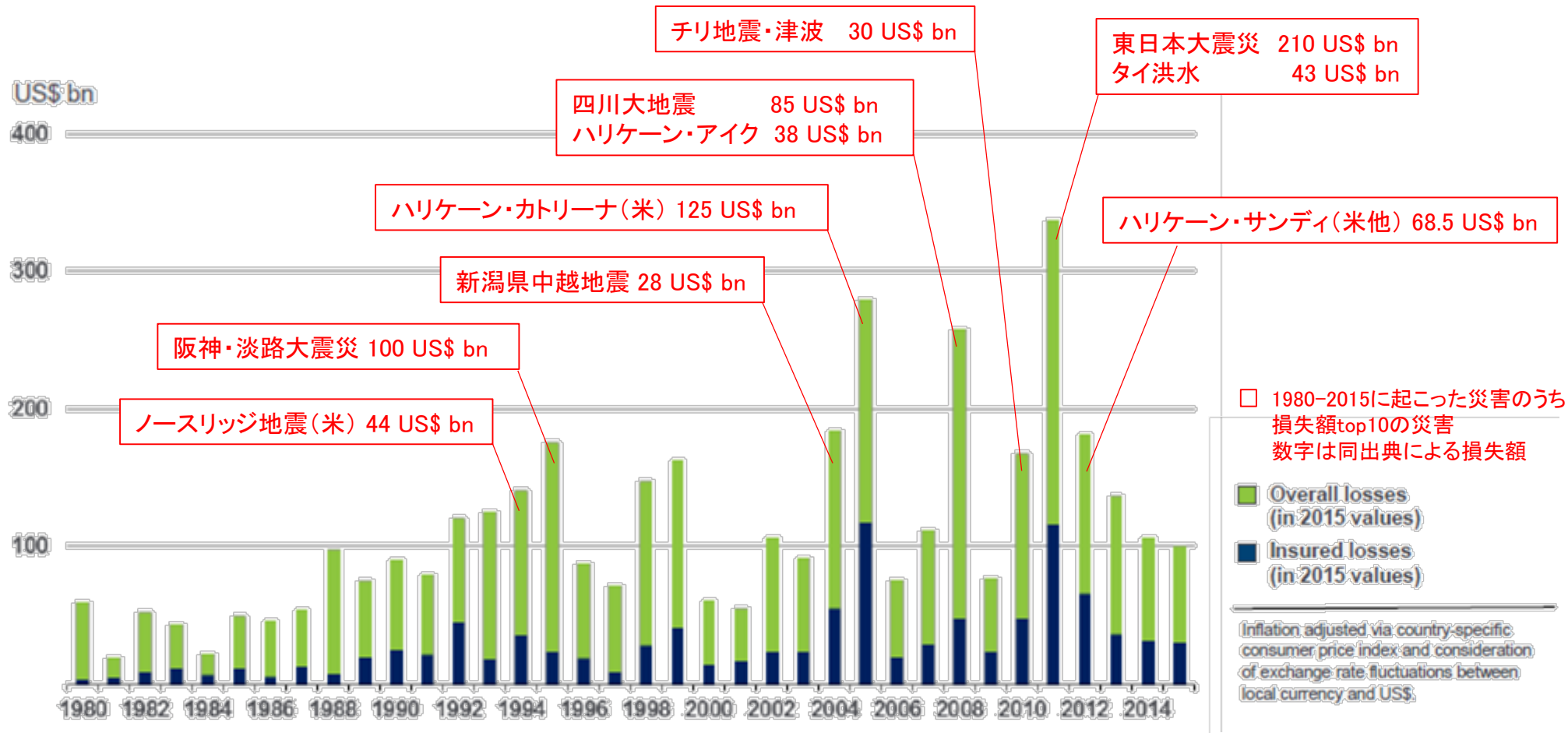


出典: Munich Re, Loss event worldwide 1980–2015. As at March 2016.

※赤字、割合、記号は内閣府にて追加

世界の自然災害による損失額の推移

- 自然災害による損失額は増加傾向にある。
損失額の大きな災害も近年、増加傾向にある。



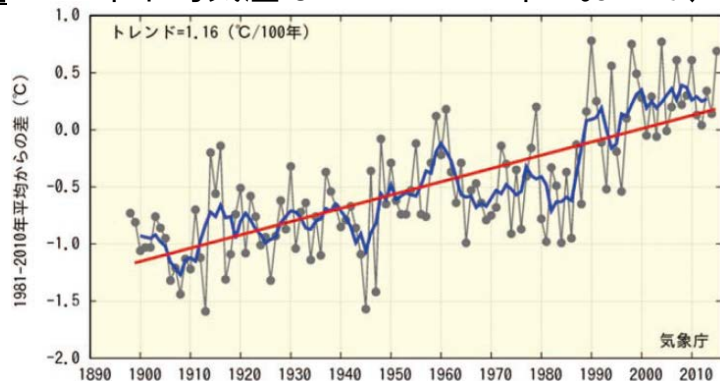
世界の自然災害による損失額と保険損害額の推移

出典: Munich Re, Loss event worldwide 1980-2015. As at March 2016.
※赤字、記号は内閣府にて追加

日本の気候変動1

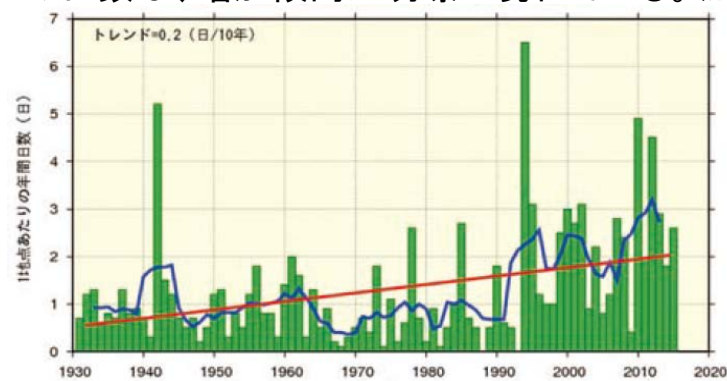
■中央環境審議会にて、平成27年3月に環境大臣に意見具申がなされた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」において、我が国で、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化していることが示された。

気温 ■年平均気温は1898～2015年において、 1.16°C 上昇。猛暑日の日数は、増加傾向が明瞭に現れている。(※)



日本における年平均気温の経年変化

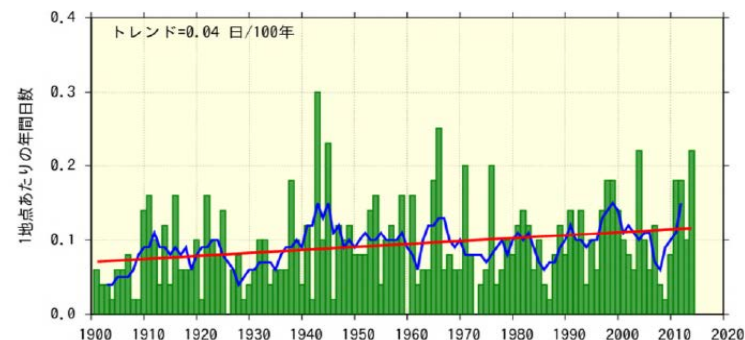
※細線(黒)は各観測点での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値
太線(青)は偏差の5年移動平均、直線(赤)は長期的な傾向を示す。



日最高気温 35°C 以上の年間日数(猛暑日)

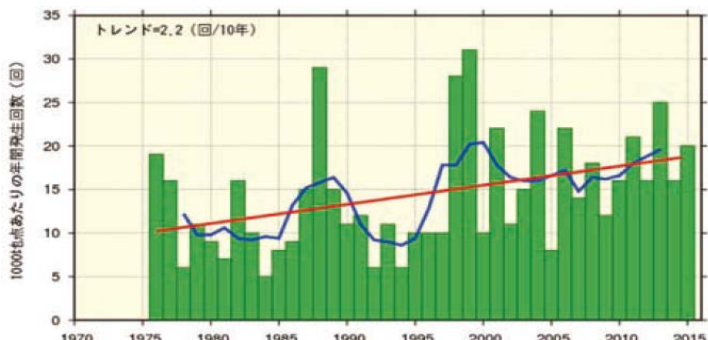
※棒グラフは年々の値、折れ線は5年移動平均値、直線は期間にわたる変化傾向。

降水量 ■日降水量 200mm 以上の日数は増加傾向が明瞭。また、1時間降水量80mm以上の発生回数も増加している。(※)



日降水量200mm以上の年間日数

※棒グラフは年々の値、折れ線は5年移動平均値、直線は期間にわたる変化傾向。



1時間降水量80mm以上の年間発生回数

※棒グラフは年々の値、折れ線は5年移動平均値、直線は期間にわたる変化傾向。

日本の気候変動2

■また、将来は、さらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇に加え、大雨による降水量の増加、台風の最大強度の増加、海面の上昇等が生じ、農業、林業、水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康などの様々な面で多様な影響が生じる可能性があることが明らかとされた。

我が国における気候変動の将来予測

気温 ■気候変動の予測計算(2080～2100年平均)と過去の再現結果(1984～2004年平均)との比較(※1)

・現状以上の温暖化対策をとらなかった場合

年平均気温は4.4(信頼区間は3.4～5.4)℃上昇する。

日最高気温が30℃以上(真夏日)の日数は、全国で平均52.8日増加する。

・厳しい温暖化対策をとった場合

年平均気温は1.1(信頼区間は0.5～1.7)℃上昇する。

日最高気温が30℃以上(真夏日)の日数は、全国で平均12.4日増加する。

降水量 ■気候変動の予測計算(2080～2100年平均)と過去の再現結果(1984～2004年平均)との比較(※1)

年降水量の増減幅について、統計的に有意な変化はほとんど見られない。
大雨による降水量は、ほとんどのシナリオ・ケースにおいて増加すると予測。

・現状以上の温暖化対策をとらなかった場合

大雨による降水量は、平均25.5%増加する。

・厳しい温暖化対策をとった場合

大雨による降水量は、平均10.3%増加する。

■将来気候(2076～2095年平均)と現在気候(1980～1999年平均)との比較(※2)

いずれの地域についても強い雨の発生頻度が相対的に増加する傾向が見られる。

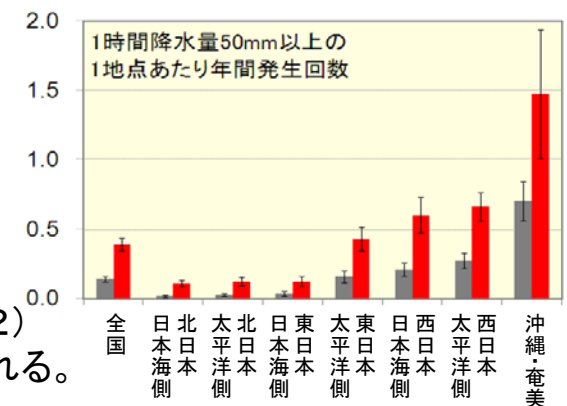
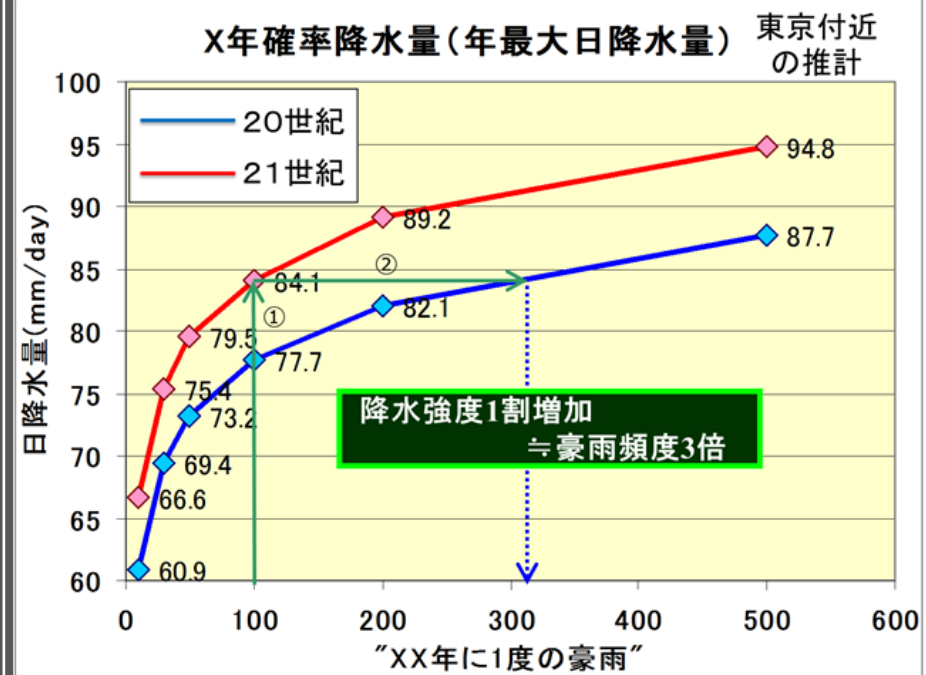


図 将来気候(灰)と現在気候(赤)の比較

気候変動の自然災害への影響

- 前述のような気候変動の進行が自然災害に与える影響として、降水強度の増加による豪雨の高頻度化、甚大な水害の発生等が考えられる。

- ① **降水強度の増加による豪雨の高頻度化、甚大な水害の発生**
地球温暖化が進行し、大気の気温が上昇することで、大気中に含まれる水蒸気量が増え、降水強度が増加。多くの文献等で降雨量が1～3割程度増加するという結果が示されている。全国各地で毎年のように甚大な水害が発生すると考えられる。例えば「300年に1度」の頻度で発生する豪雨が、「100年に1度」の頻度で発生するようになると考えられており、これまでに比べて豪雨の高頻度化が予測されている。
- ② **「強い台風」の増加**
台風については、いまだ、確定的な結果は得られていない。多くの研究結果では、発生する「数」は減少するが、「強い台風」の数は増加すると考えられている。
- ③ **海面水位の上昇による高潮被害の深刻化等**
気候変動に伴い、一定程度の海面水位の上昇は免れない。これに加え、強い台風の増加等による高潮の増大や波浪の強大化により、海岸における高潮等による被害や海岸侵食等の影響の深刻化が懸念される。
- ④ **豪雪**
影響は降雨にとどまらず、冬季の降雪にも変化が及ぶと考えられている。気象庁気象研究所の報告によると、気温上昇により、全国的には降雪量が減少するものの、一部地域では豪雪が高頻度化、また、短期間で降雪量が増加（いわゆる「ドカ雪」）することが予測されている。



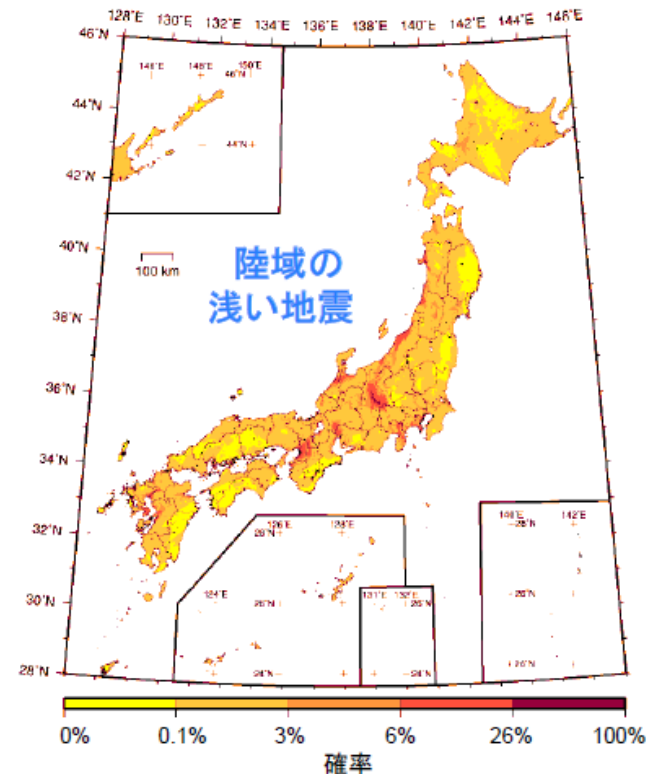
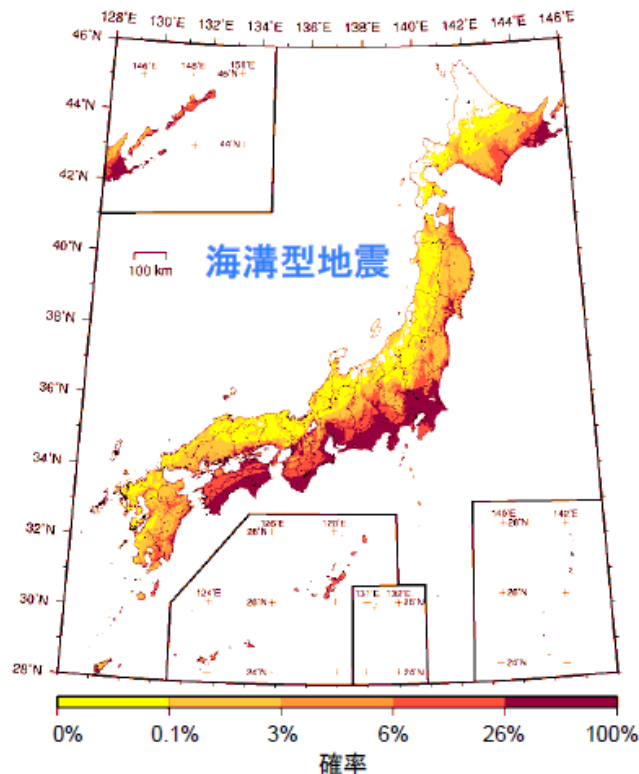
(本図の見方)

青線で示す推計による100年に1度の降水量(77.7mm/日)に比べ、赤線の推計では約1割降水強度が増加(84.1mm/日)することが読取れる(①)。この1割増加した降水強度を20世紀中の推計に置き換えるとおよそ300年に1度の豪雨に相当する(②)。すなわち、20世紀中では「300年に1度の豪雨」が、21世紀には「100年に1度の豪雨」として発生することと同義である。このことから、21世紀には20世紀と比べて豪雨の頻度が約3倍(高頻度化)になることが予測される。

出典: OKI, T., 2015: Integrated Water Resources Management and Adaptation to Climate Change, in A.K. Biswas and C. Tortajada (eds.), Water Security, Climate Change and Sustainable Development, Water Resources Development and Management, DOI 10.1007/978-981-287-976-9_3

地震の予測

- 日本周辺の太平洋沖合には、海溝型地震を起こす陸と海とのプレートの境界があり、海溝型地震の発生間隔が数十年から百年程度と短いため、太平洋岸の地域の確率は高くなる。
- 一方、陸域の浅い地震の発生源である活断層の地震の発生間隔は一般的に1,000年以上と長いため、海溝型地震と比べると確率は全般的に小さくなる。
- 熊本地震の発生時点における布田川断層帯の今後30年以内の地震発生の確率は、ほぼ0~0.9%(やや高い)という評価であった。発生確率が低い場合であっても地震が起きる可能性があること、一旦大きな地震が発生したら命に係わる可能性があること等について十分な注意喚起が必要である。
- M6.8以上の活断層地震は過去125年間に平均して6年に一度起きている。
- 日本列島には未確認のものも含め多くの活断層が分布しており、全国どこでも地震が発生する可能性がある。



出典: 全国地震動予測地図
2016年版
(地震調査研究推進本部、
地震調査委員会)

既存想定を超える災害

■広島市で観測史上最高の降水量を記録し、土砂災害等により大きな被害をもたらした「平成26年8月豪雨」、多数の線状降水帯の発生により広い範囲で浸水被害が発生した「平成27年9月関東・東北豪雨」は記憶に新しい。また、平成28年に、北海道に3つ台風が上陸したこと、台風が東北地方太平洋側に上陸したことは、気象庁が1951年に統計を開始して以来、初めてのことである。このように、自然災害が、これまで発生していないところで発生したり、激甚化している現状においては、国民一人一人が、高まる災害の危険性(リスク)に向き合い、「備え」を確かなものにする必要がある。

■最近の主な災害

平成26年

7月 6日 ~	7月 11日	平成26年台風第8号
7月 30日 ~	8月 11日	平成26年台風第12号及び第11号
8月 15日 ~	8月 26日	平成26年8月15日からの大雨等
8月 20日		平成26年(2014年)8月豪雨(広島土砂災害)
9月 27日		平成26年(2014年)御嶽山噴火
11月 22日		長野県北部を震源とする地震
12月 ~	3月	平成26年12月からの大雪等

広島市で1時間降水量101mmという
観測史上最大の降雨

平成27年

5月 29日		口永良部島噴火(噴火警戒レベル5)
6月 30日		箱根山(大涌谷周辺)噴火(噴火警戒レベル3)
7月 16日 ~	7月 18日	平成27年台風第11号
8月 15日		桜島の火山活動(噴火警戒レベル4)
8月 22日 ~	8月 26日	平成27年台風第15号
9月 9日 ~	9月 11日	平成27年9月関東・東北豪雨
9月 27日 ~	9月 28日	平成27年台風第21号

関東・東北地方の統計期間10年以上の観測地点
のうち、16地点で、最大24時間降水量が
観測史上最多を更新

平成28年

1月 23日 ~	1月 25日	平成28年1月23日からの大雪等
4月 14日 及び	4月 16日	平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震
6月 16日		内浦湾を震源とする地震
6月 20日 ~	6月 21日	平成28年6月20日からの西日本の大雨
8月 16日 ~	9月 1日	平成28年台風第7号、台風第11号、台風第9号及び台風第10号
9月 1日 ~	9月 5日	平成28年台風第12号
9月 6日 ~	9月 7日	平成28年台風第13号
9月 17日 ~	9月 21日	平成28年台風第16号
10月 3日 ~	10月 5日	平成28年台風第18号
10月 8日		阿蘇山の火山活動(噴火警戒レベル3)
10月 21日		平成28年(2016年)鳥取県中部を震源とする地震
11月 22日		福島県沖を震源とする地震
12月 28日		茨城県北部を震源とする地震

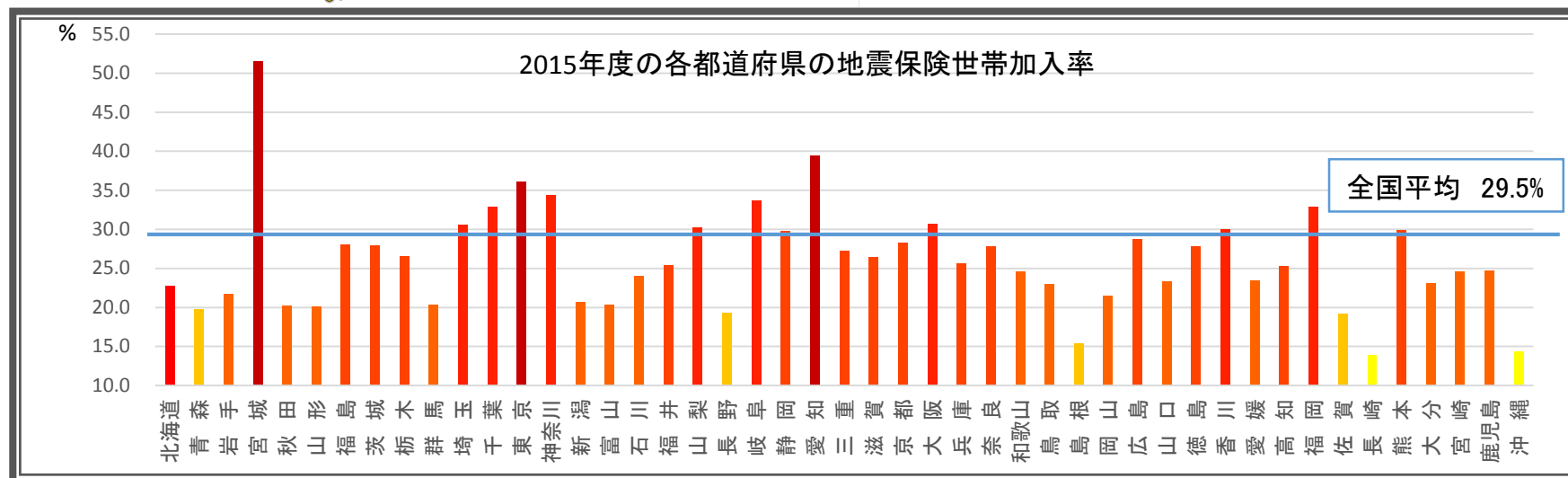
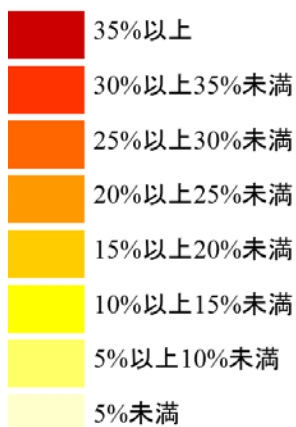
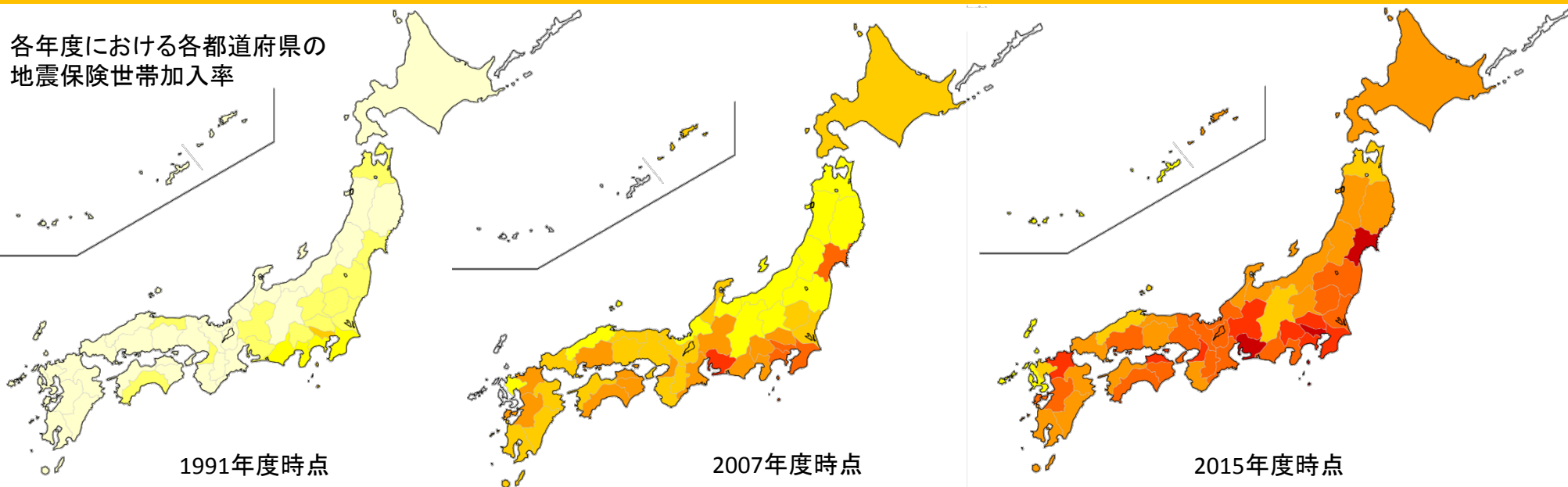
北海道に台風が3つ上陸、また、東北地方太平洋側に台風が上陸したことは気象庁が1951年に統計を開始して以来初めて

※内閣府において情報対策室が設置されたもの、又は死者・行方不明者があったものを整理等して作成。

都道府県別 地震保険加入状況の推移

■各都道府県の地震保険世帯加入率の推移を見ると、1991年度から2015年度の間には全ての都道府県で11ポイント以上増加しており、全国では22.3ポイント増加して29.5%となっている。

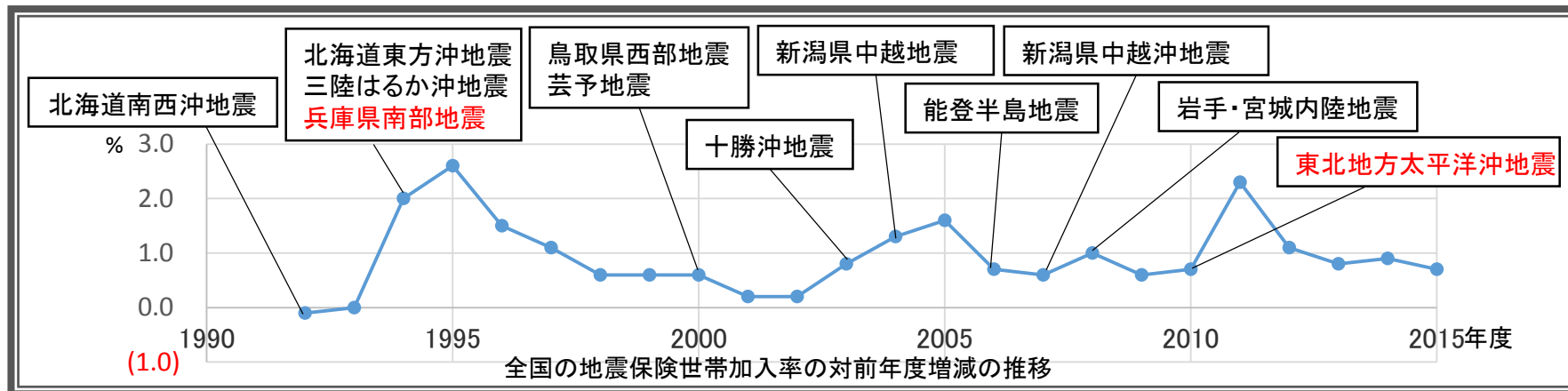
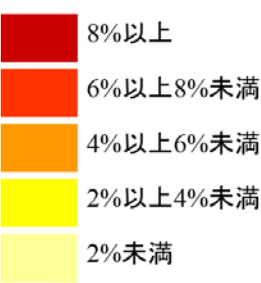
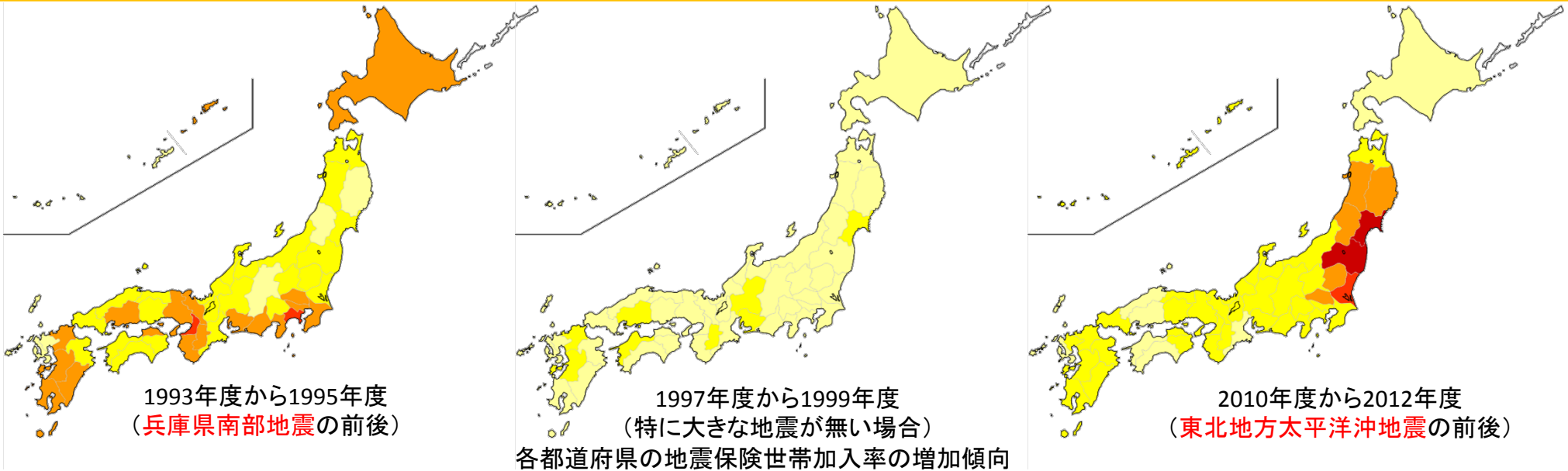
各年度における各都道府県の地震保険世帯加入率



※「地震保険世帯加入率」: 各年度末時点の保険証券の件数を当該年度の住民基本台帳の世帯数で除した数
出典: 損害保険料率算出機構の資料を基に内閣府作成

地震保険加入率の推移(1)(全国) 大震災前後の都道府県別地震保険加入状況の変化

■兵庫県南部地震の後は被災地以外でも加入率の上昇が見られる。大地震により地震リスクを意識したことが一因と考えられる。一方、東北地方太平洋沖地震の後は、被災地での加入率の上昇が顕著である。被災地以外では地震より津波による被害が印象的で、かつ、津波による損害が地震保険の補償対象になるとの理解がそれまではあまり醸成されていなかったことが一因と考えられる。いずれにせよ、加入率をあげるには、いかにリスク認識を持ってもらうかが重要である。

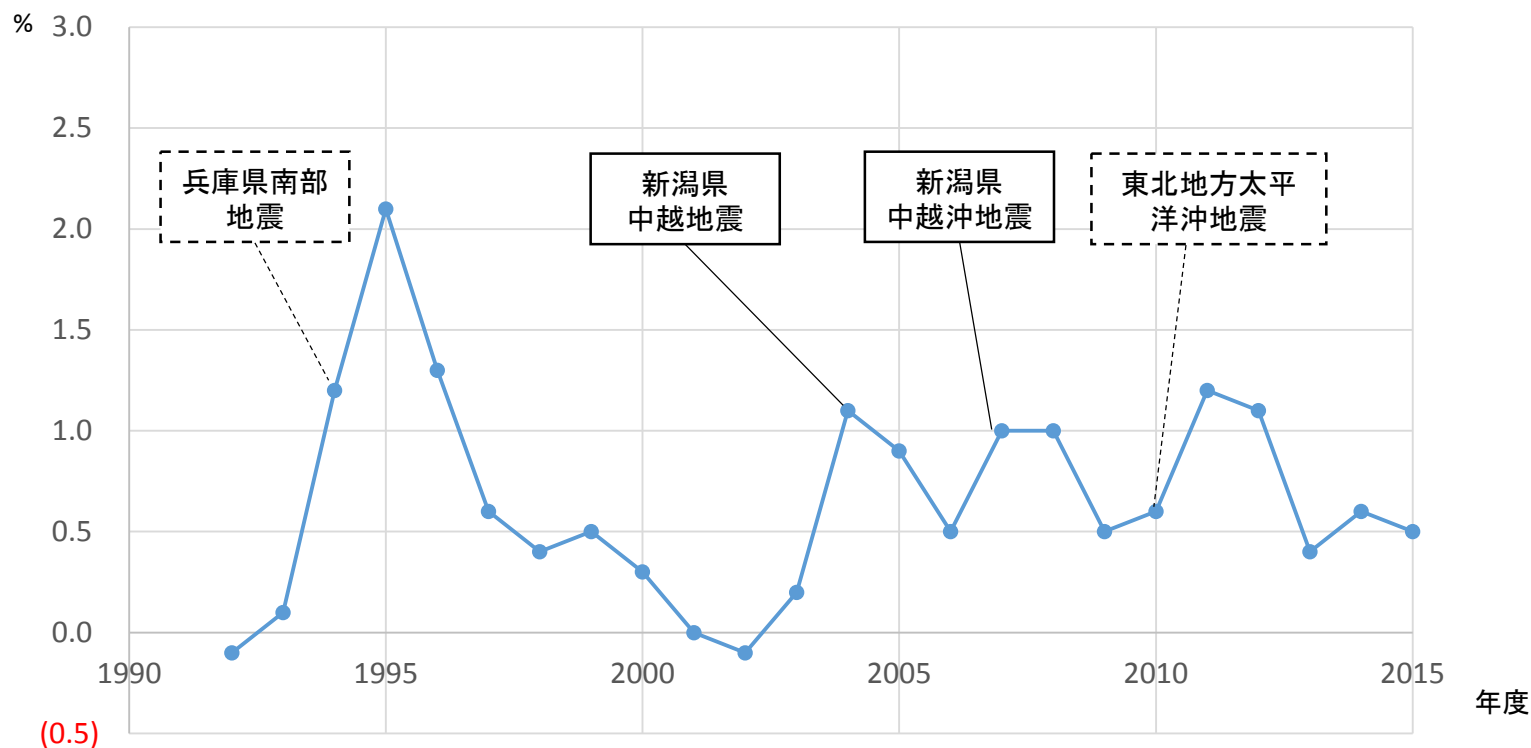


※「地震保険世帯加入率」：各年度末時点の保険証券の件数を当該年度の住民基本台帳の世帯数で除した数
出典：損害保険料率算出機構の資料を基に内閣府作成

地震保険加入率の推移(2) (被災県)

■新潟県の地震保険加入率は低位にあるが、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震の発生後の加入率の伸び率は高く、また、兵庫県南部地震や東北地方太平洋沖地震などの代表的な地震の発生後も加入率の伸び率は高くなっている。

新潟県



世帯加入率の対前年度増減の推移

1991年度の世帯加入率
4.7%

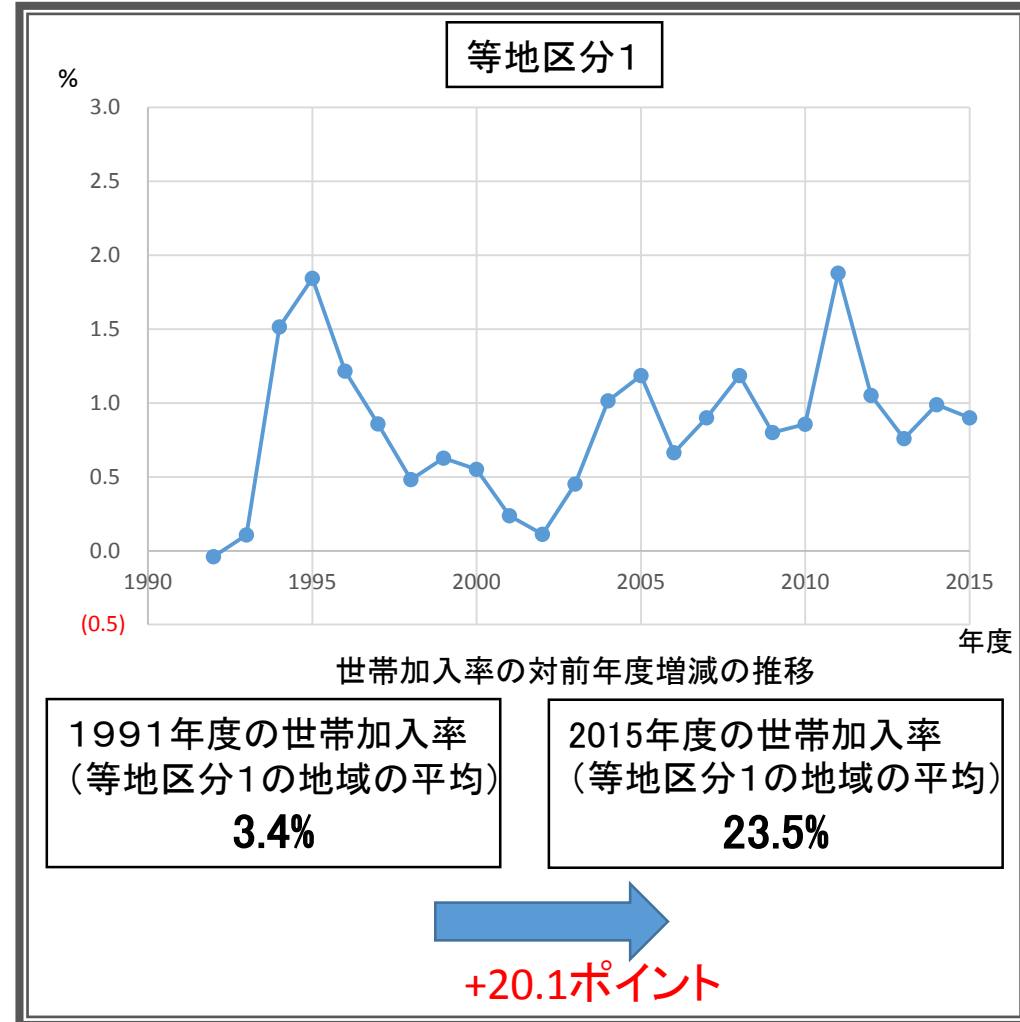


2015年度の世帯加入率
20.6%

+15.9ポイント

地震保険加入率の推移(3) (等区分での比較)

■地震リスクが相対的に低いと考えられる等区分1の地域にも普及は進んできている。
大地震発生後に上昇するのは区分によらず同様の傾向にある。



等区分3: 茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、徳島、高知

等区分2: 宮城、福島、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、大分、宮崎、沖縄

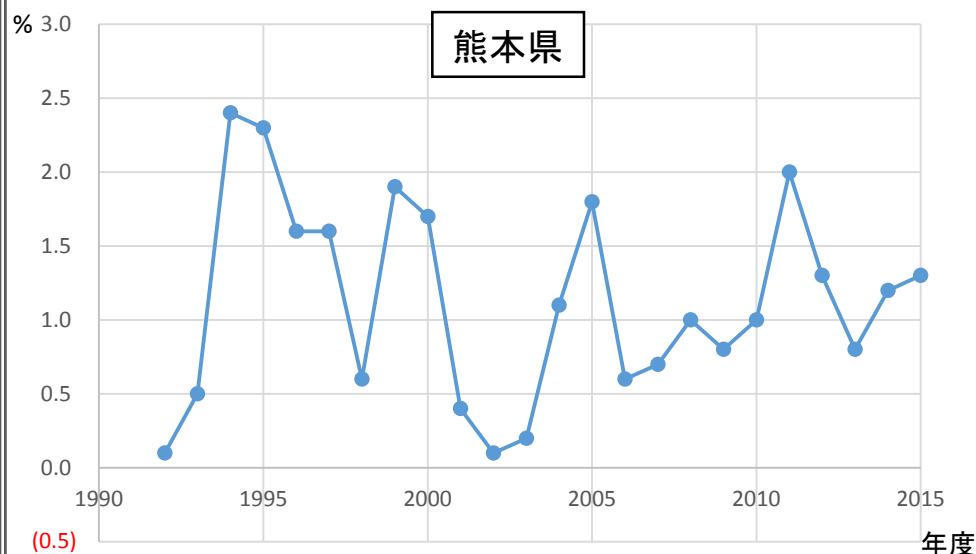
等区分1: 上記以外の都道府県

※「地震保険世帯加入率」: 各年度末時点の保険証券の件数を
当該年度の住民基本台帳の世帯数で除した数

出典: 損害保険料率算出機構の資料を基に内閣府作成

地震保険加入率の推移(4) (隣県での比較)

- 隣県であっても、世帯加入率の推移に大きな差が生じている場合がある。
 熊本県と長崎県の保険の加入率は1991年度では同程度の率であるが、その後の普及に大きな差がある。
 このような場合の要因を分析しながら、普及方法を検討することが重要である。



1991年度の世帯加入率

2.8%

2015年度の世帯加入率

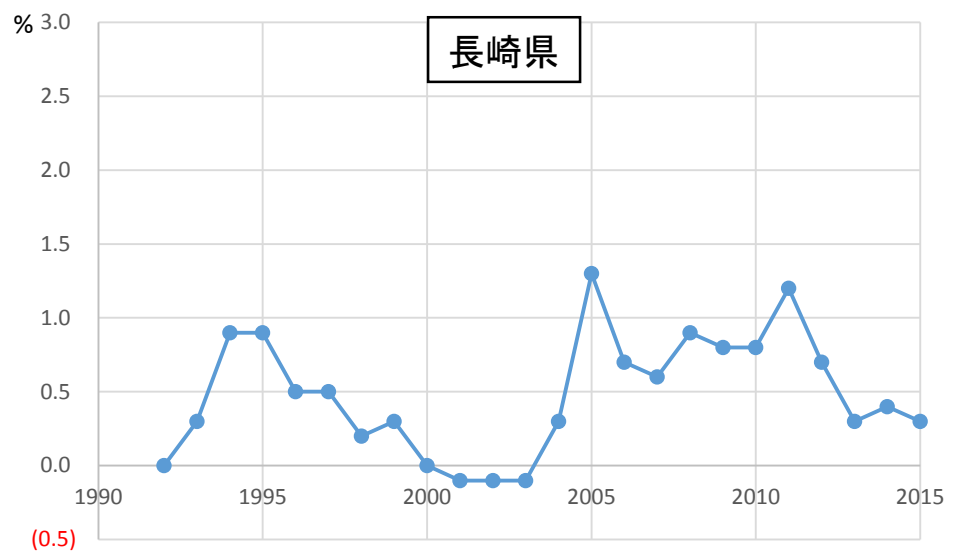
29.8%

+27.9ポイント

1991年度から2015年度の間に当該県で記録した震度

- ・震度5強が2011年5月に1回、
- ・震度5弱が2000年6月、2005年6月、2015年7月の3回

県内に南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村を含む



1991年度の世帯加入率

2.3%

2015年度の世帯加入率

13.9%

+11.6ポイント

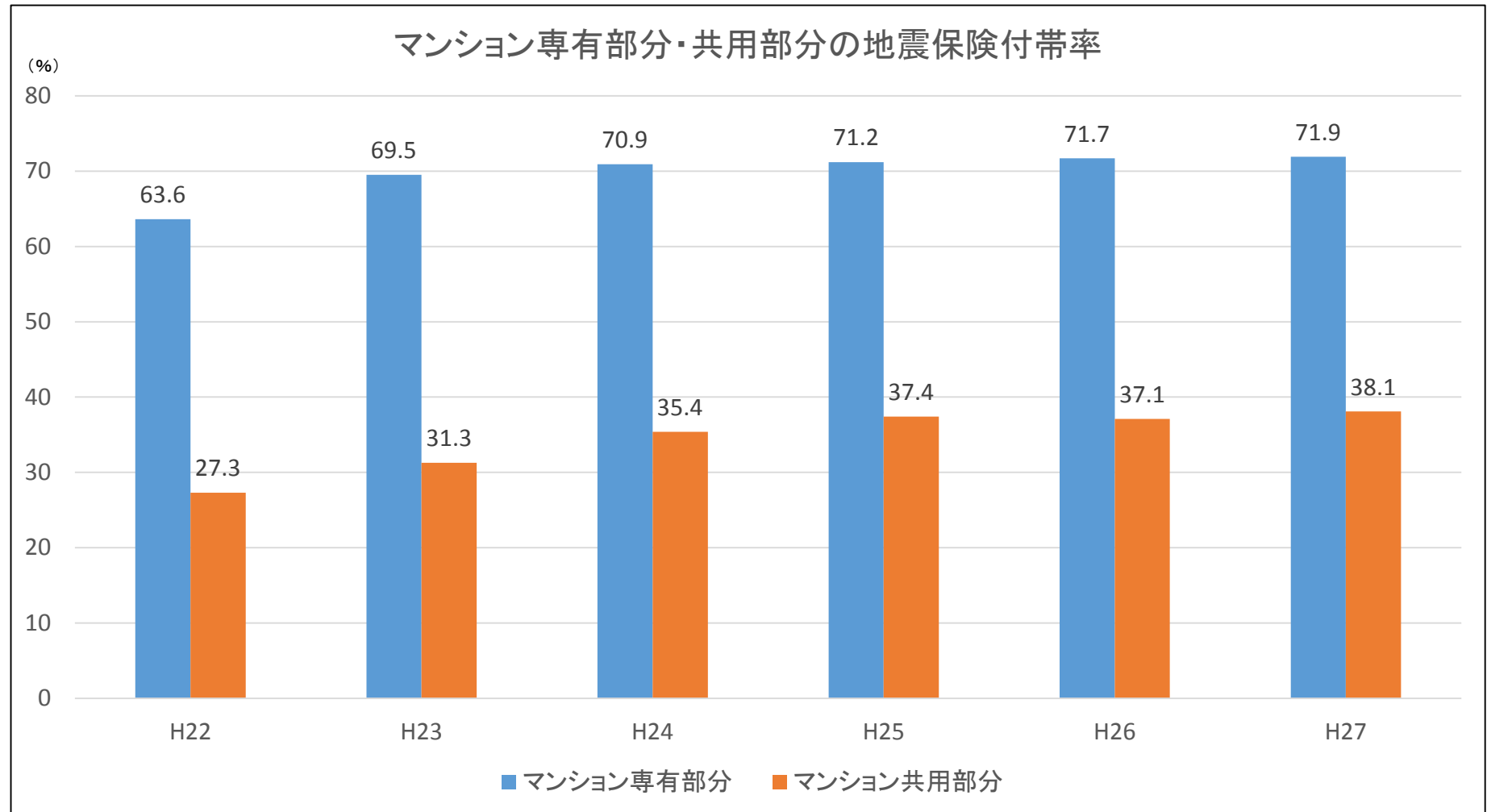
1991年度から2015年度の間に当該県で記録した震度

- ・震度5強が2005年3月に1回

県内に南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村を含まない

マンション専有部分・共用部分における地震保険付帯率の推移

■ マンション共用部分の地震保険付帯率は平成27年度は38.1%（損保会社大手4社調べ）となっており、近年は上昇傾向にあるものの、世帯の地震保険付帯率（専有部分）に比べると付帯率は低い。



出典：日本損害保険協会による損保大手4社調べ
※火災保険契約数に対する地震保険付帯数の割合を示したものの。

世界の大規模自然災害による経済損失と保険損害の比率

- 世界の大規模自然災害について経済損失と保険損害を比較すると、各国の状況（加入率やリスク、強制化等）が異なることも考慮したうえで比較する必要があるものの、日本の場合、経済損失に対する保険・共済金による補てん割合は、（中国を除き）他国の自然災害に比べ著しく低い。東日本大震災でも2割を下回る状況であった。

1980年から2014年までの世界の主な自然災害（経済損失額の大きい災害）（2015年1月報告）

（単位：百万US\$）（被災時のレート換算）

被災年月日	災害名（被災国）	経済損失（A）	保険損害（B）	(B)/(A) %
2011年3月11日	東日本大震災（日本）	210,000	40,000	19.0
2005年8月25-30日	ハリケーン・カトリーナ（米）	125,000	62,200	49.8
1995年1月17日	阪神・淡路大震災（日本）	100,000	3,000	3.0
2008年5月12日	四川大地震（中国）	85,000	300	0.4
2012年10月24-31日	ハリケーン・サンディ（米他）	68,500	29,500	43.1
1994年1月17日	ノースリッジ地震（米）	44,000	15,300	34.8
2011年8月1-11月15日	タイ洪水	43,000	16,000	37.2
2008年9月6-14日	ハリケーン・アイク（米）	38,000	18,500	48.7
2010年2月27日	チリ地震・津波	30,000	8,000	26.7
2004年10月23日	中越地震（日本）	28,000	760	2.7

出典：Munich Re「NatCatSERVICE Significant natural disasters since 1980（January 2015）」

※経済損失・保険損害については、ミュンヘン・リー社による公表値であり、定義は明らかではない。

出典：（一社）JA共済総合研究所資料

諸外国における水害保険制度の比較

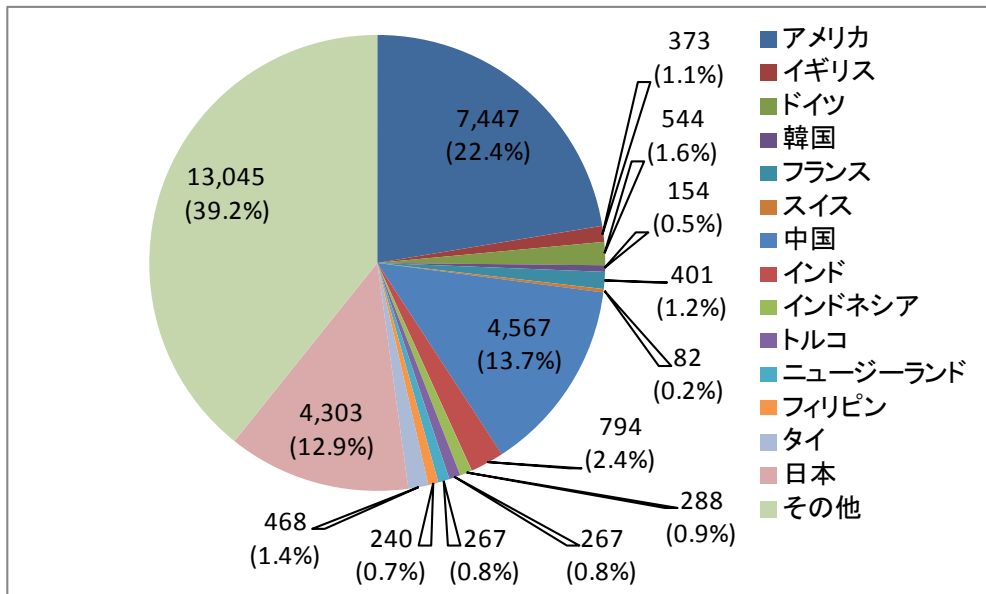
- 水害保険制度は各国で様々であるが、一般に火災保険に付帯した形で住宅保険として民間保険会社により提供されるが、アメリカのように政府が大きく関与する例も見られる。
- アメリカやイギリスのように政府・自治体によるリスク・コントロール施策とセットになっているケースもある。
- フランス、スイスのように強制加入としているケースも見られる。

＜諸外国における水害保険制度の比較＞

	アメリカ	イギリス	ドイツ	韓国	フランス	スイス	日本
引受形態	独立した洪水保険で引受	住宅保険で引受 一部引受不可	住宅保険で引受 一部引受不可	自然災害全般を対象とする 保険で引受	住宅保険で引受 一部引受不可	住宅保険で引受 一部引受不可	住宅保険で引受
担保保険	洪水	火災・盗難・自然災害	火災・盗難・自然災害	自然災害	火災・盗難・自然災害	火災・自然災害	火災・自然災害
自然災害保険の料率	連邦緊急事態管理庁で実効 料率を決定	洪水・・・環境庁データ を参考に算出	リスクマップにて判断	保険開発院が地方自治 体ごとに算出	住宅保険の12%	民：料率一律 州：州内一律	参考純率
保険者	連邦政府 (連邦緊急事態管理庁)	民間保険会社	民間保険会社	民間保険会社	民間保険会社	民間保険会社 州営保険会社	民間保険会社
再保険者	なし	民間再保険会社	民間再保険会社	政府	政府再保険会社 民間再保険会社	民間再保険会社	民間再保険会社
保険金額の制限	建物25万ドル 財物10万ドル	上限なし	上限なし	住宅面積に応じ上限あり	上限なし	上限なし	上限なし
自然災害保険の普及率	約14%	建物約90% 家財約70%	約32%	10%程度	ほぼ全世帯 (強制加入)	ほぼ全世帯 (強制加入)	水災保険・共済加 入率57%(推計)
国の財政負担	連邦緊急事態管理庁の米国 連邦洪水保険制度運営費用 を負担	原則なし	原則ないが、02年洪水時 に被災者支援を実施	一般加入者の保険料の 一部を支援 災難支援金を支給	再保険会社の運営費用 を負担	なし	原則ないが、被災 者生活再建支援金 を支給

(参考)諸外国における自然災害被害額

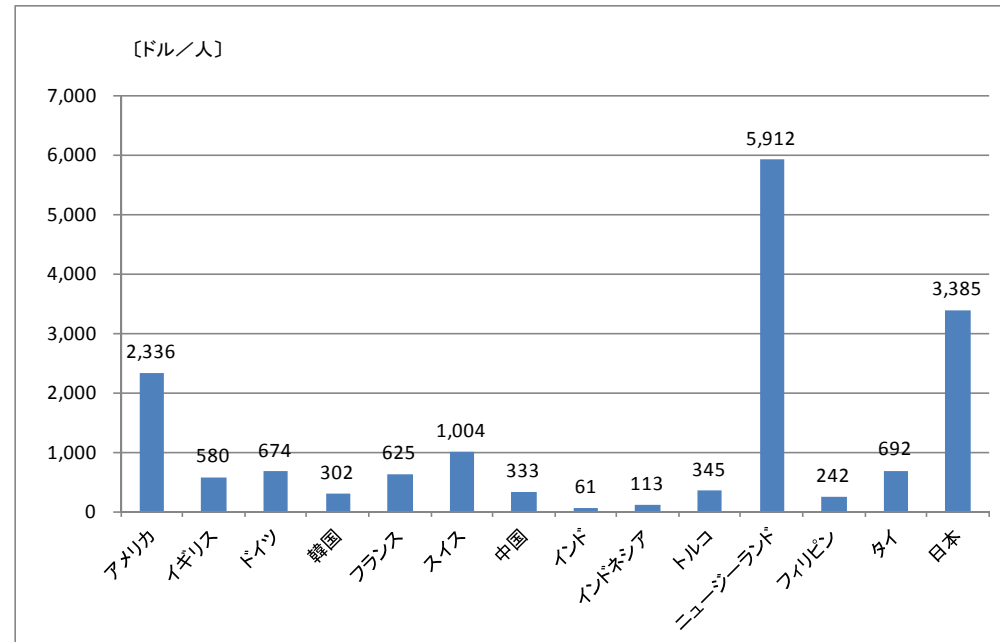
■ 1985年から2015年の諸外国における人口当たりの自然災害被害額を比較すると、日本は3,385ドルと他の国に比べ高い水準にある。



諸外国における自然災害被害額(1985-2015年合算値、億ドル)

出所) 以下のデータベースより三菱総合研究所作成

EM-DAT http://www.emdat.be/advanced_search/index.html



諸外国における1人あたり^{注)}の自然災害被害額(1985-2015合算値、ドル)

注) 1985年から2015年の被害総額を2014年の人口で割った額。

出所) 以下のデータベースより三菱総合研究所作成

EM-DAT http://www.emdat.be/advanced_search/index.html (被害額)

UN Data <http://data.un.org/Data.aspx?d=POP&f=tableCode%3a1> (人口)

OECD FACTBOOK 2015-2016

[http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-factbook-2015-](http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-factbook-2015-2016_factbook-2015-en)

2016_factbook-2015-en (人口、アメリカのみ)

諸外国における保険への政府・民間の関与

	政府の関与			民間の関与	
	主体	政府引受	政府保証等	保険販売	保険金支払
スペイン・異常リスク保険	官	元受	○	民間	官
NZ・地震保険	官	元受	○	民間	官
米・連邦洪水保険	官	元受	○	民間	民間
仏・自然災害補償	官	再保険	○	民間	民間
タイ・自然大災害保険	官	再保険	×	民間	民間
米・フロリダハリケーン災害基金	官	再保険	×	民間	民間
韓国・風水害保険	官	×	○	民間	民間
米・カリフォルニア地震保険	官	×	×	民間	民間
英・洪水保険	民間	×	×	民間	民間

出典:「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」(公財)損害保険事業総合研究所研究部 を基に内閣府作成

諸外国における保険料率と強制付帯の有無

	保険料率	強制付帯
スペイン・異常リスク保険	一律	○
NZ・地震保険	一律	○
米・連邦洪水保険	リスク反映	×
仏・自然災害補償	一律	○
タイ・自然大災害保険	一律	○
米・フロリダハリケーン災害基金	リスク反映	×
韓国・風水害保険	リスク反映	×
米・カリフォルニア地震保険	リスク反映	×
英・洪水保険	リスク反映	×

保険料負担に関する2つの考え方

- 一律の保険料率で、財産保険等に強制付帯
【メリット】
リスクの認識にかかわらず購入可能性あり
【デメリット】
リスク軽減のインセンティブが働きにくい
リスクを低く認識している者に不満が残る可能性
- リスクに応じた保険料率で、任意加入
【メリット】
リスクを認識している者において保険料負担の
納得感を得やすい
リスク軽減のインセンティブとなりうる
【デメリット】
リスクの認識が不足している者の購入可能性が
低下

出典:「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」
(公財)損害保険事業総合研究所研究部
を基に内閣府作成

保険の販売チャネル

- 住宅に関する自然災害保険を販売するチャネルは、専門代理店のほか不動産業、建築・建設業、金融業が主と考えられ、これらの合計は7万3千店程度。
- 販売実績の全体に占める割合については、保険各社によって異なるが、火災保険においては、住宅購入の段階で消費者と接触する機会のある不動産業や金融業が多くを占める。

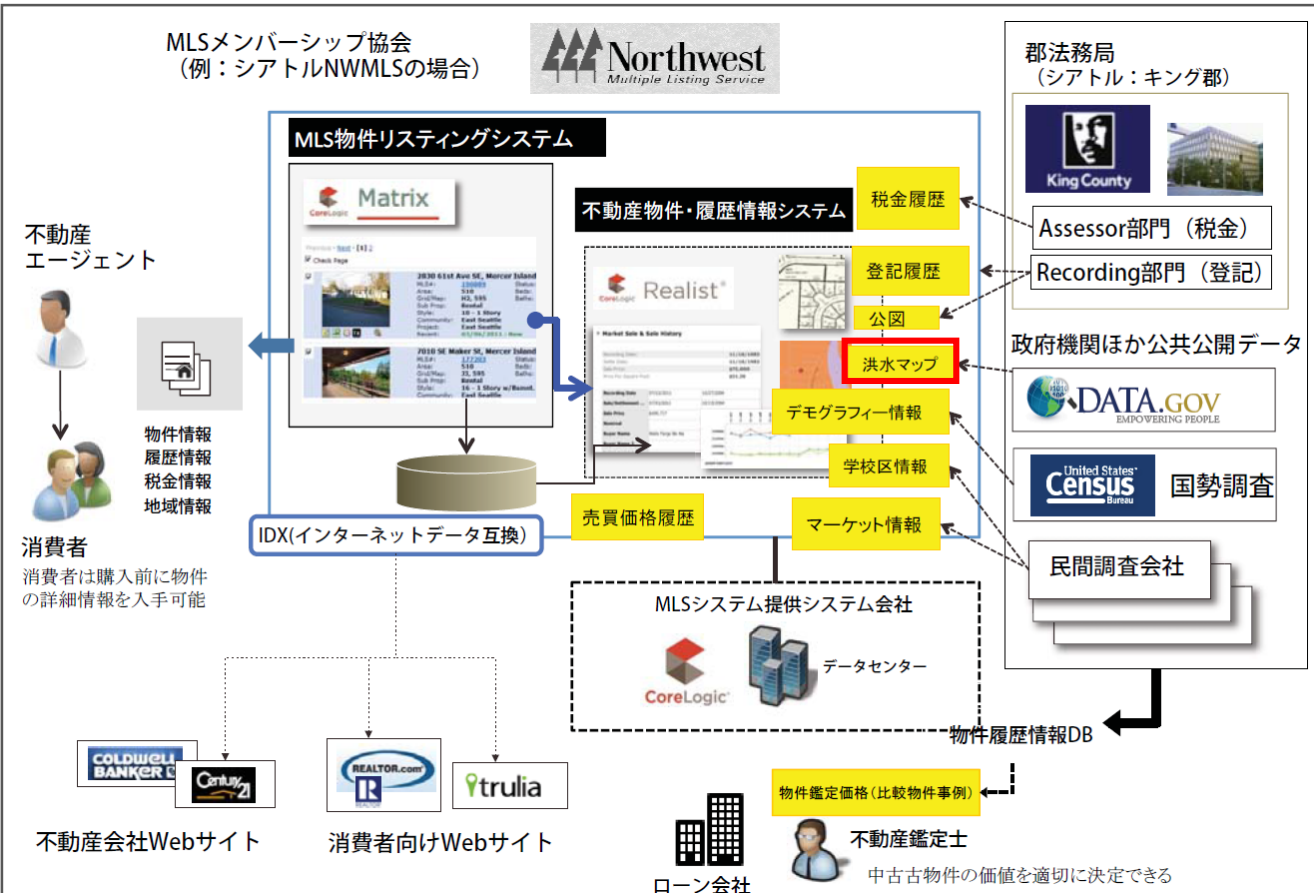
損害保険が契約できるお店・場所の種類(住宅に関連するもののみ)		店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店		42,319	57.8%
代理店 （専門代理店、副業代理店、 代理店以外）	不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	24,394	33.3%
	建築・建設業	4,327	5.9%
	金融業(銀行、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	2,239	3.1%
	うち銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	(1,127)	(1.5%)
合 計		73,279	100%

アメリカの不動産情報システムについて

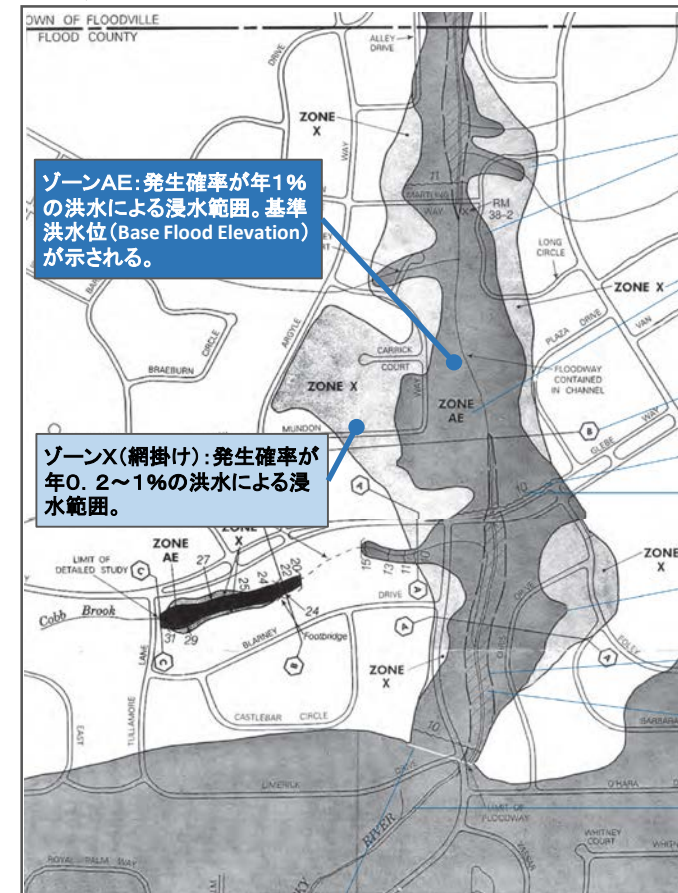
(MLSを中心にした物件情報流通の仕組み)

- アメリカでは、MLS (Multiple Listing Service) と呼ばれる業者向けの不動産情報システムが発達しており、地域の不動産情報が全て集約されている。
- MLSの会員企業は、物件に関する属性情報を一元的に集約している不動産物件・履歴情報システム (Realist) を使用できる。
- 物件・履歴情報システムには、FEMA (連邦危機管理庁) が作成した洪水マップ (Flood Map) (洪水の発生確率等を示した地図) の情報も掲載されている。

＜米国における不動産情報ストック整備の仕組み＞



＜洪水マップのイメージ＞



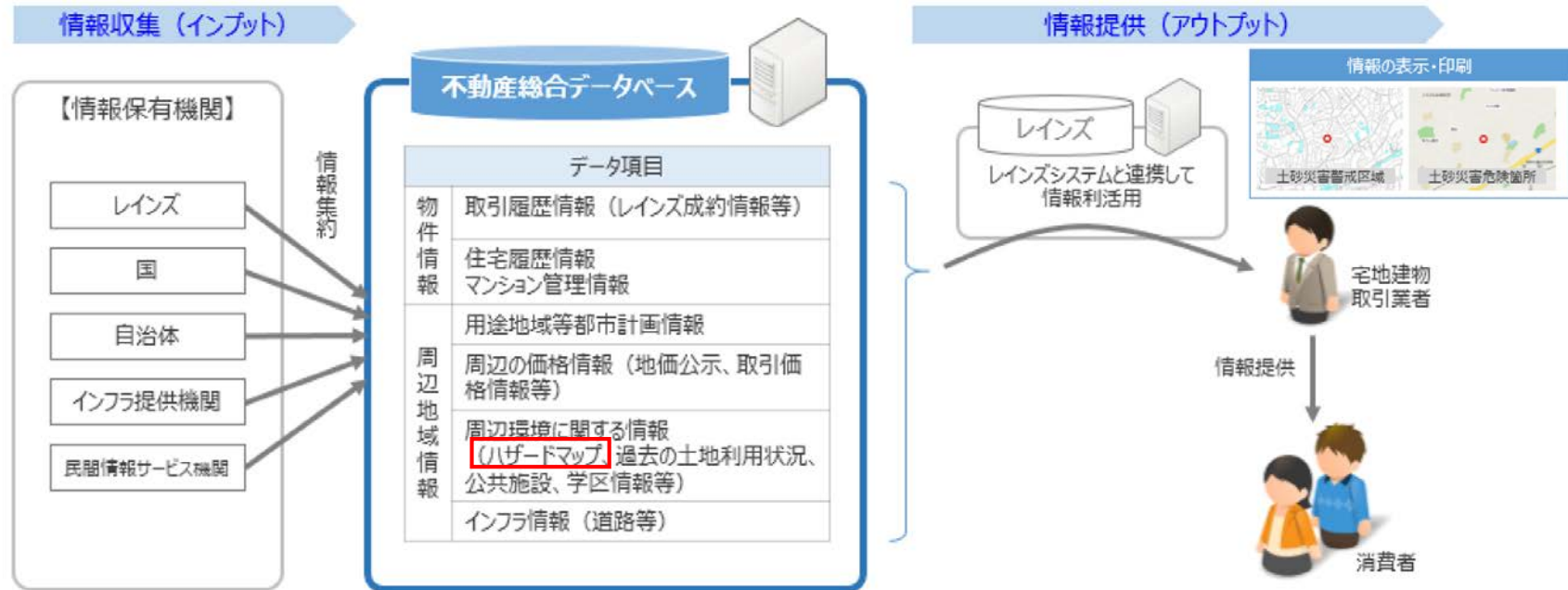
(日米不動産協力機構資料に内閣府加筆)

(FEMA『Guide to Flood Maps』(2009)に内閣府加筆)

国内の不動産に係る情報のデータベース化について

- 国土交通省では、不動産取引に必要な情報を消費者に対して適時適切に提供するため、不動産に係る情報を集約・管理し、宅建業者等が効率的に情報収集できるシステム(不動産総合データベース)を構築することを検討している。
- 不動産総合データベースでは、レインズ(不動産流通標準情報システム)と連携し、各情報保有機関から集約した物件情報や周辺地域情報を一覧性を持って表示。災害リスクに関する情報として、国や自治体で作成したハザードマップ、浸水想定区域等を情報項目として扱うことを検討している。
- 平成26年度にプロトタイプシステムの構築、27年度から試行運用が始まっている。今後、全国展開に向けたシステムの検討・開発を行い、平成30年度から本格運用を開始する予定。
- 保険の販売代理店を兼ねている不動産業者が、本データベースも活用しながら、立地・住宅構造に係るリスクを消費者に対して積極的に伝えていくことが考えられる。

不動産総合データベースの仕組み



≪不動産総合データベースで扱う災害リスクに関する情報≫

(法律に基づく指定) 急傾斜崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、(洪水) 浸水想定区域、(津波) 浸水想定区域

(その他) 土砂災害危険箇所、土砂災害・雪崩発生場所、想定震度、液状化危険度、(津波) 浸水予測区域、(内水) 浸水想定区域、洪水ハザードマップ、高潮警戒区域図、津波に関する避難対象区域図等、土砂災害ハザードマップ

過去の土地条件、明治前期の低湿地帯、過去の航空写真国土地理院

(国土交通省HP及び「不動産総合データベースについて」(国土交通省)を基に内閣府作成)

リスク分析(ハザードマップ等)を用いた普及・加入促進の事例

- 地震保険については、地震リスクが高いとされていない地域の顧客に対し、阪神・淡路大震災の神戸、熊本地震の熊本のように、リスクが高いとされていなかった地域で大規模な地震が発生していることを政府の地震本部のデータ等を用いて説明するよう、代理店向けセミナー等を通じて代理店に情報提供・注意喚起。(日本損害保険協会より)
- 火災保険の水害補償については、水害リスクや、浸水被害のみならず土砂崩れ等による損害に備える必要性等を顧客に説明するなどして、マンション高層階居住者等、明らかに補償が必要ない方を除いて基本的に全ての顧客に加入を勧めている。(日本損害保険協会より)
- 住宅メーカーA社の事例では、建築予定地の自然災害リスクを無料診断し、土地情報レポートとして顧客に提供。

＜住宅メーカーA社の事例＞

(土地情報レポートの出力例)

建築ご予定地の 災害リスク 診断します。

無料

6つの自然災害リスク



ゆれやすさ

地震の揺れは地震の強さによって大きく異なります。



活断層

建築予定地から最も近い活断層(想定震源地)からの距離を調べます。



液状化

以前、川内海であった場所が都市化された土地は、液状化が発生しやすいとされています。



浸水被害

過去に浸水被害があった地域からの距離で4段階にランク付けします。



土砂災害

土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊の3つの土砂災害の可能性を調べます。



土地の履歴

過去の資料に基づいて建築予定地がかつてどのように利用されていたのかを調べます。

土地情報レポート 地盤の総合評価

揺れやすさ



地震時の揺れやすさは中程度の地盤です。
揺れやすさは、その土地の地層より判定しています。

詳しくは1ページをお読み下さい

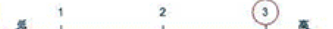
液状化の可能性



液状化の危険度が低い地盤です。
液状化の危険度は、地層(砂の分布)および地下水位より判定します。

詳しくは3ページをお読み下さい

洪水の可能性



洪水の可能性の高い場所です。
洪水の可能性は、地形および過去の洪水履歴より判定します。

詳しくは5ページをお読み下さい

土砂災害の可能性

土石流危険渓流 警戒区域(赤線)
地すべり危険箇所 警戒区域(赤線)
急傾斜地崩壊危険箇所 警戒区域(赤線)
詳しくは7ページをお読み下さい

近隣の地震改良工事

近隣の戸建住宅建築に際した地盤改良工事の有無をします。
詳しくは9ページをお読み下さい

土地の履歴

土地の履歴を文獻から確認します。
旧航空写真 11ページをお読み下さい
古地図 12ページをお読み下さい

地盤図

近隣の地盤図を確認します。
詳しくは13ページをお読み下さい

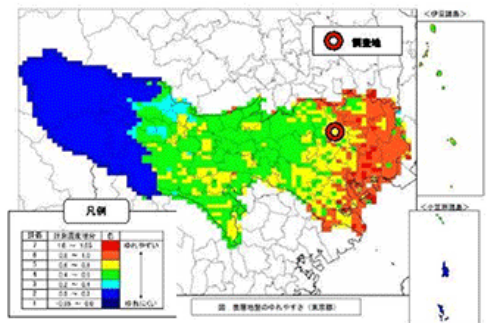
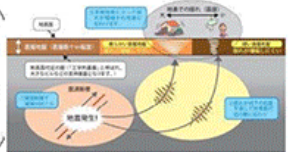
土地情報レポート 地盤の揺れやすさを知る。

揺れやすさ



地震時の揺れやすさは中程度の地盤です。
揺れやすさは、その土地の地層より判定しています。

図の真色や地層の硬さによって、震度1にして1〜2ランク程度、違いが出る場合があります。ただし、この情報は、地震の起こりやすさを示すものではありません。



出典: 内閣府 地震地盤のゆれやすさ全国マップ

諸外国における損害保険の消費者啓発活動

①アメリカの事例

【公的機関の取組】

○全米保険庁長官会議 (NAIC)

✓ウェブサイトや全国ネットのテレビ放送等を利用し、全米ベースでの消費者啓発に取り組んでいる。NAICは、消費者に向けて、住宅保険等の商品関連情報及び消費者ガイドの提供、保険会社に関する財務情報及び消費者からの苦情情報の提供、自然災害への備え等の注意喚起情報等を、主にウェブサイトを通じて行っている。

✓ NAICは、セグメント(働き盛り層や高齢者層、低所得者層など、消費者を共通する属性によってグループ化した集団)別の状況をよく勘案すること、消費者のライフサイクル(消費者にとっては保険関連の決定に直面する時期)や社会情勢の変化に合わせた情報発信のタイミングを見極めること(例:ハリケーンのシーズン前に危険性や保険の重要性を伝える)に特に注意を払っている。

✓情報を効果的に伝えるため、平易な言葉、短文で説明すること、ビジュアル化されたツールを活用する等の工夫を凝らしている。ウェブサイトのビデオやテレビコマーシャルを利用した短時間のビジュアル化された啓発には大きな効果があると考えている。

✓商品情報については、全米共通の保険購入ガイドを作成し、どの州の消費者も一定の情報を得られるようにしているほか、保険料を節約するにはどうすればよいかという点にまで踏み込んで説明している。

【参考:NAICが提供する住宅保険消費者ガイドの目次項目】

「なぜ保険が必要か」「ホームオーナーズ保険での補償」「ホームオーナーズ保険の種類」「補償限度額」「免責」「再調達価格および時価」「追加できる補償」「あなたの家の事業用利用」「その他の住宅関連保険」「保険会社はあなたの保険料をどう決めるか」「賢い購入」「保険料見積取得」「あなたの責任」「保険金支払請求」「あなたが保険を失う場合」「保険が手配できない場合どうすればよいか」「さらに情報を求めるには」

✓ NAICでは、ストームや洪水等の災害に備える保険の必要性等について、『標準的なホームオーナーズ保険では洪水リスクはカバーされない。洪水保険が必要かどうか今すぐ確認しよう』というような情報提供も行っている。

✓消費者教育専用ウェブサイト「インシュアーU-保険に賢くなろう」を利用して、各層の専用ページから、ホームオーナーズ保険に関するそれぞれの状況に応じたアドバイス等を掲載し、各層の生活に応じた保険利用のアドバイス情報を提供している。

✓短時間で印象に残るメッセージを送ることが効果が高いと考え、ユーチューブを利用したビデオやゲームも消費者向けに提供している。(例:キツネを主人公としたアニメーション「人生は予期せぬことが起こる」や、自動車保険に関連して、自動車を運転して冒険するゲーム等)

○各州保険庁による取組

各州保険庁のうち、ニューヨーク州金融サービス局では、住宅所有者等が適正な補償を、適正な保険会社から適正な価格で購入する選択を支援するため、ウェブサイト上に以下の資料センターを設けている。

■ホームオーナー資料センター(Homeowners Resource Center)

基本用語、約款の概要及び保険購入に当たっての注意事項等の説明をしている。保険料を節約するためには複数の保険会社から見積を取得し比較すること、適用できる割引について保険会社又は保険代理店・ブローカーに確認すること等が重要であると説明したガイドをPDFで提供している。

■洪水保険資料センター(Flood Insurance Resource Center)

保険の限度額、目安となる保険料水準、申込方法、購入の際の注意事項等が説明されている。

■災害支援資料センター(Disaster Assistance Resource Center)

被害への支援の状況、保険金請求に対してどのように対応しているか等が記載されている。

■その他、ニューヨーク州金融サービス局が提供している情報

✓保険会社を選択するための情報として、ホームオーナーズ保険における比較情報のほか、個別保険会社情報等を提供している。

✓個別保険会社等に関する情報として、保険会社サーチ、制裁措置情報、免許を有する保険会社の検査報告書を提供している。

✓ウェブサイトで注意喚起情報を発信している。(例)「ストームに備えるための50の警告」・・・保険会社によって保険料や補償範囲等が異なるため、保険会社間の比較が重要であること、洪水による損害をカバーするためには連邦洪水保険(NFIP)への加入が必要であること、巨大ストームの被害に備えて、適正な保険カバーが付けられているかどうか保険契約内容を定期的に見直すべきこと等が記載されている。

【業界団体の取組】

○米国保険協会(American Insurance Association)

✓社会情勢や時期等に応じて発信するテーマを決めて、そのテーマに重点を置いて注意喚起を行っている。

✓消費者のセグメントによって活動を変えている。低所得層向けには商品開発等、教育以外の方法を重要視している。

✓ウェブサイトでは、保険による十分なカバーを確保して住宅や身を守るために、契約条件の理解、保険の効用についての理解、保険金額の定期的見直し、[※]洪水保険の検討、地震保険の検討が必要とされている。

※・・・標準的なホームオーナーズ保険では、洪水による損害は補償されないため、これを補償する連邦洪水保険購入について検討する必要。不明点がある場合には、保険会社や代理店に連絡することを勧める。

○米国損害保険者協会 (Property and Casualty Insurers Association of America)

✓ウェブサイトで、自然災害に対する経済的備えで重要なことは、「あなたが契約している保険の内容を理解し、あなたやあなたの財産を守る保険カバーを確保することである」としている。

○保険情報協会 (Insurance Information Institute)

✓I.I.I.は、損害保険業界の情報提供を行うことを主目的として、1960年に設立された非営利団体で、主としてメディアを通じて一般消費者の保険(保険とはどのようなものであり、どのように機能するのか)に関する理解を向上させることを使命としており、活動に要する費用は、基本的に会員である損害保険会社からの会費で賄われている。

✓ウェブサイトを中心に、ホームオーナーズ保険等の保険商品に関する基礎知識(概要説明や必要補償額、購入の仕方・注意点等)、保険会社の選択方法、保険料の算出方法・削減方法等や保険金請求方法等の情報を中心に、多くの資料を使い発信している。ホームオーナーズ保険とは別に、洪水保険に加入することの必要性、災害時の避難準備、住宅の防御方法、家財一覧表の作成方法等の情報も提供している。また、パンフレットや書籍での情報提供にも力を入れている。

✓近年の最も重要なテーマは「洪水保険」の周知と考えており、洪水保険の加入状況に関する消費者調査を実施している。

✓ウェブサイトや出版物に加えて、ユーチューブ、ツイッター、フェイスブック等、あらゆるツールを駆使している。

②フランスの事例

【公的機関の取組】

○金融部門諮問委員会 (CCSF)

✓ウェブサイト等を通じて、金融・保険に関する消費者啓発活動を行っている。このうち、「保険」のページには、同委員会が作成した住宅総合保険や自動車保険等の商品内容や、契約締結等に関する回答を記載した情報リーフレット等の文書がPDFファイル形式で掲載されている。

○フランス銀行

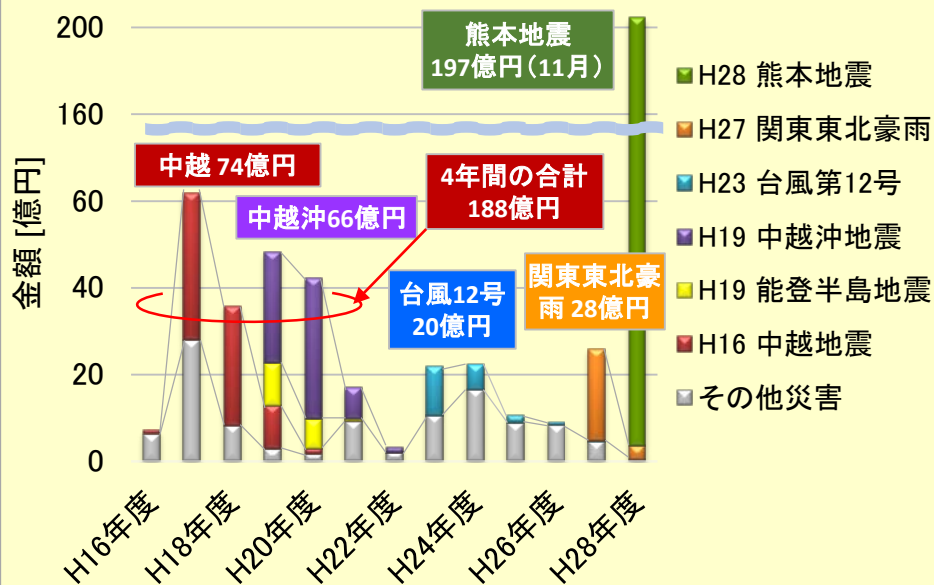
✓フランス銀行は、金融健全性監督破綻処理機構 (ACPR)、金融市場庁 (AMF) と共同で、保険、銀行など様々な金融取引に関する情報を集約した一般消費者向けの情報共有ウェブサイト「保険貯蓄銀行情報サービス」を提供した。商品内容、契約手続等に関する具体的な情報や実践的アドバイス等を提供している。

【業界団体の取組】

○フランス保険協会 (FFSA)

✓フランス保険協会広報部傘下の「保険情報資料センター (CDIA)」では、保険種目ごとに補償内容や契約手続等を説明する一般消費者向け情報資料等を作成・配布している。Eメールでも請求でき、同センターのウェブサイトからも無料ダウンロードできる。 27

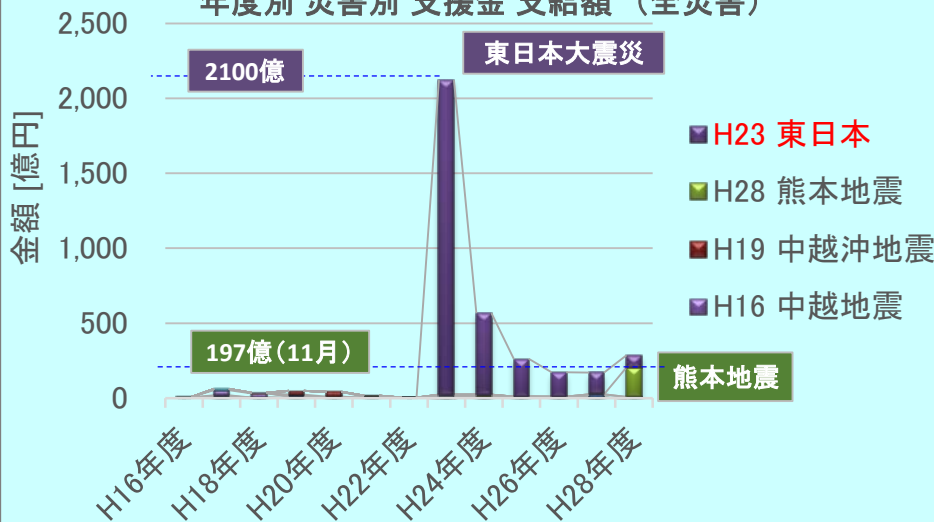
年度別災害別 支援金支給額(東日本大震災を除く)



1. 東日本大震災を除く災害に係る支援金の支給額

- ✓ 平成16年10月発生の中越地震、平成19年7月発生の中越沖地震など平成16年から19年にかけて相接近して発生した中規模災害があり、平成17年から20年の4年間の累計支援金支給額は188億円、年間平均支給額は43億円に相当。
- ✓ 平成23年の台風12号(総支給額20億円)及び平成27年の関東東北豪雨(総支給額28億円)といった豪雨災害による支援金の支出増加も認められる。
- ✓ 熊本地震は平成16年以降で最も支給額の大きな災害で、支給額は197億円(11月末時点)、国庫補助金額は99億円で、補正予算で対応。(当初予算は6億円、事業費ベースで12億円)

年度別 災害別 支援金 支給額 (全災害)



2. 東日本大震災を含む全災害に係る支援金の支給額

- ✓ 平成28年11月末までの東日本大震災の支援金の支給額は3288億円であり、東日本大震災は、平成16年から19年にかけて相接近して発生した災害が76年間繰返し発生したことに相当。
- ✓ 発災初年度の平成28年11月時点の熊本地震の支援金支給額が197億円であることから、支援金の支給ベースでは東日本大震災は熊本地震の10倍程度の被害額と予想される。

◎ 主な地震災害における「住宅関連」及び「インフラ」に係る公的支出額

- ✓ 被災者に対する住宅関連支援は、被災者生活再建支援金以外に、応急仮設住宅、応急修理及び復興公営住宅がある。
- ✓ 例えば中越地震においては被災者生活支援金は73.5億円を支給したが、「住宅関連」の公的支出額はその3.6倍の266億円となっている。加えて、インフラ関連の公的支出額は、道路などの公共事業費に限ってみても15.4倍の1,131億円、全体では支援金の19倍の約1,400億円の公的支出額となっている。

		中越地震 (H16.10)	中越沖地震 (H19.7)
被災者生活再建支援金		7,353 百万円 (100)	6,624 百万円 (100)
住宅関連 事業費	応急仮設住宅(建設)	16,351	6,083
	応急仮設住宅(借上げ)	57	1
	応急修理	3,152	1,551
	被災者向け公営住宅	7,056	4,893
	小計	26,616 (362)	12,528 (189)
インフラ 関連事業費	道路など公共事業	113,120 (1538)	18,108 (273)
合計		139,736 (1900)	30,636 (462)

- ① 被災者生活再建支援金は、平成28年11月末時点の値
- ② インフラ関連事業には、上記の計上額のほか農地等の復旧事業等がある。
- ③ 中越地震のデータは、新潟県中越大震災記録誌編集委員会編集の「中越大震災 復旧復興への道(後編)」より引用
・中越地震の被災者向け公営住宅の単価は、国交省データを元に2,100万円/戸を適用
- ④ 中越沖地震のデータは、新潟県防災局危機対策課編集の「中越沖地震」より引用
・中越沖地震の応急仮設住宅(建設)の単価は国交省データ、応急仮設住宅(借上げ)、応急修理の単価は中越地震の単価を流用
・被災者向け公営住宅の戸数は、新潟県HP「新潟県中越沖地震の復旧・復興における取組と評価について(平成24年5月時点)」より引用、公営住宅の単価は中越地震と同じ2,100万円/戸を適用

大規模震災時の復興財政需要比較

- 大規模震災時には、「住宅再建」や「インフラ施設の復旧」等にも膨大な復旧・復興財政需要が発生し、国の予算に大きく影響することとなる。
- 東日本大震災では、「住宅・インフラ復旧関係費」で5年間総計10.7兆円程度支出され(単年度平均2.1兆円)、23年度当初予算(25.8兆円。義務的経費除く)の1割弱を占めている。
- なお、南海トラフ地震では、東日本大震災に比べ、経済損失額で約13倍、仮設住宅の建設戸数で約15倍と想定されている。

	発生日	死者・ 行方不明者 (人)	住宅全壊 棟数 (棟)	仮設住宅 建設戸数 (戸)	復興予算(10億円。国費ベース)		(参考1) 年度当初 政府予算※ (10億円)	(参考2) 経済損失額 (10億円)
						うち住宅・インフラ復旧関係		
阪神・淡路大震災	H7.1.17	6,337	104,906	48,300	約5,020 (H6～11年度)	3,230 ○災害救助費(仮設住宅等):約180 ○その他住宅関係:約720 ○がれき処理:約170 ○インフラ復旧:約2,160	32,482 (6年度)	約9,600
新潟県中越地震	H16.10.23	68	3,175	3,460	不明	147 ○被災者生活再建支援金:7 ○その他住宅関係:27 ○道路など公共事業:113	29,357 (H16年度)	約3,000
新潟県中越沖地震	H19.7.16	15	1,319	1,222	不明	32 ○被災者生活再建支援金:7 ○その他住宅関係:8 ○道路など公共事業:18	26,149 (H19年度)	約1,500
東日本大震災	H23.3.11	18,456	121,803	53,194	29,034 (H23～27年 度)	10,741 ○被災者支援(仮設住宅含む):1,915 ○住宅再建・復興まちづくり:8,827 ※他に震災復興特別交付税があるが、内訳は不明。	25,758 (H23年度)	約16,900
熊本地震	H28.4.16	161	8,369	4,303	817 (H28年度)	442 ○災害救助費(仮設住宅等):57 ○被災者生活再建支援金:20 ○インフラ復旧:293 ○がれき処理:72	25,978 (H28年度)	3,785
首都直下地震(想定)	—	最大2.3万	約61万	約7.7万	—	—	—	約112,000
南海トラフ地震(想定)	—	最大32.3万	約238万	約80万	—	—	—	約220,300
(参考)関東大震災	T12.9.1	105,385	293,387	—	—	—	—	—

※1 阪神・淡路大震災の復興予算は平成11年度までの約5年分。(「阪神・淡路大震災復興誌」総理府阪神・淡路復興対策本部事務局より)

※2 東日本大震災は平成27年度までの集中復興期間における支出済歳出額。(平成28年7月29日復興庁公表資料より)

※3 復興予算については国費ベースだが、中越地震、中越沖地震については事業費ベース。熊本地震は平成28年度第1次～第3次補正分。一部内数。

※4 年度当初政府予算は、一般会計歳出当初予算のうち、義務的経費としての性格の強い「社会保障関係費」「国債費」「地方交付税交付金」を除いた額。

※5 経済損失額はそれぞれ国土庁(阪神・淡路大震災)、新潟県(新潟県中越地震、中越沖地震)、内閣府(東日本大震災、首都直下地震、南海トラフ地震)、熊本県(熊本地震)による試算。

※6 関東大震災は武村雅之著「未曾有の大災害と地震学：関東大震災」古今書院(2009)による。

巨大地震における「地震再保険」国庫支払見込み額

- 平成28年3月末現在、東日本大震災における「地震再保険」国庫（再保険特別会計）の支払額は約5,778億円。
- 現在の総支払限度額は11兆3,000億円。平成27年3月末の損害保険会社、地震再保険株式会社及び政府による準備金額は合計1兆8,667億円。

※日本地震再保険株式会社『日本地震再保険の現状 2016』より。準備金残高の内訳は損害保険会社781億円、地震再保険会社4,645億円、政府1兆3,250億円。

東日本大震災における「地震再保険」国庫（再保険特別会計）支払額

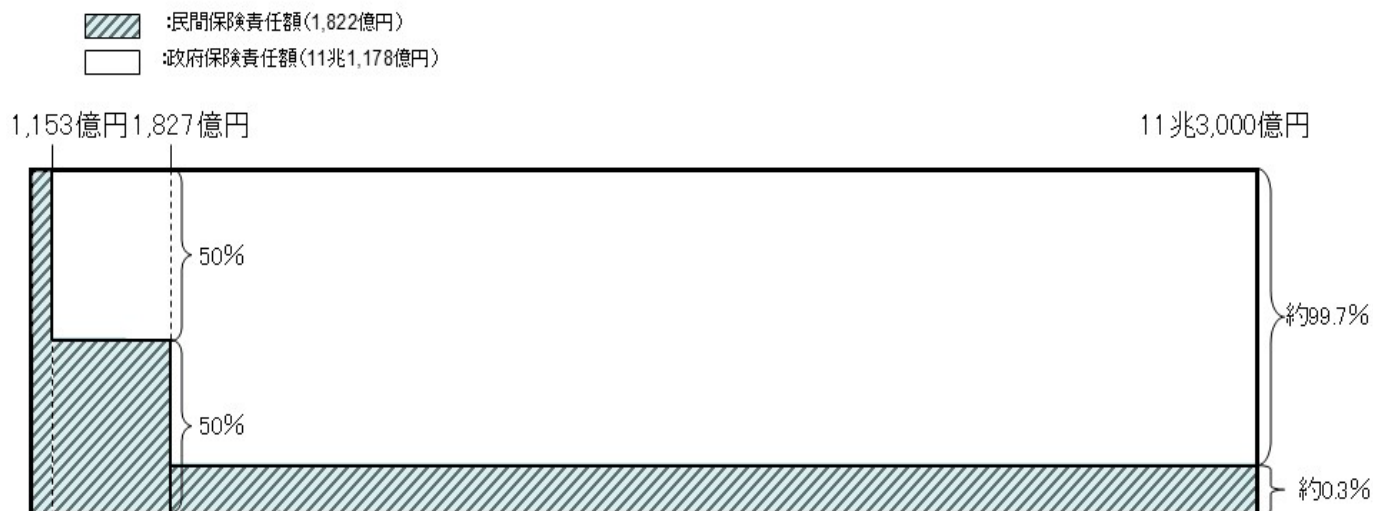
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
支払額	540,175	24,276	7,003	3,723	2,625	577,805

（単位：百万円）

支払合計額
約5,778億円
(H28.3.31現在)

財務省HP『地震再保険特別会計 決算に関する情報』より

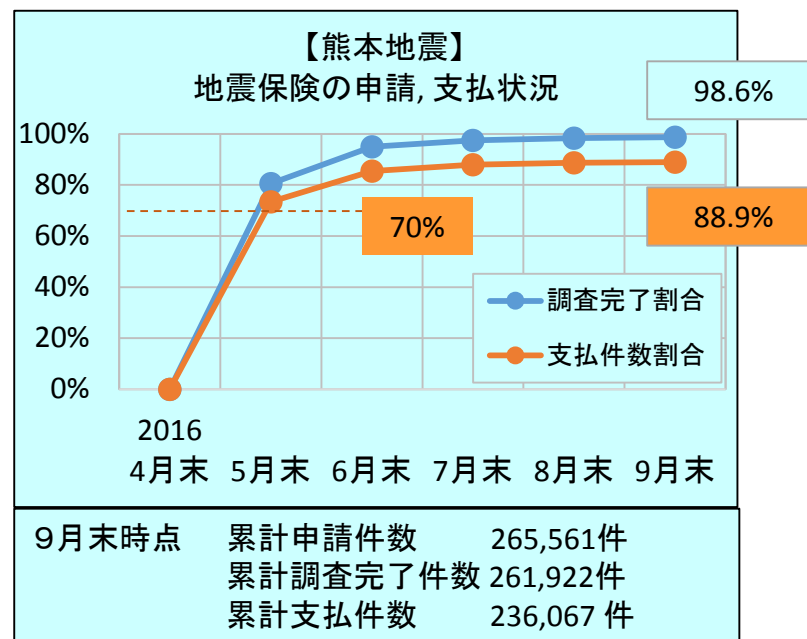
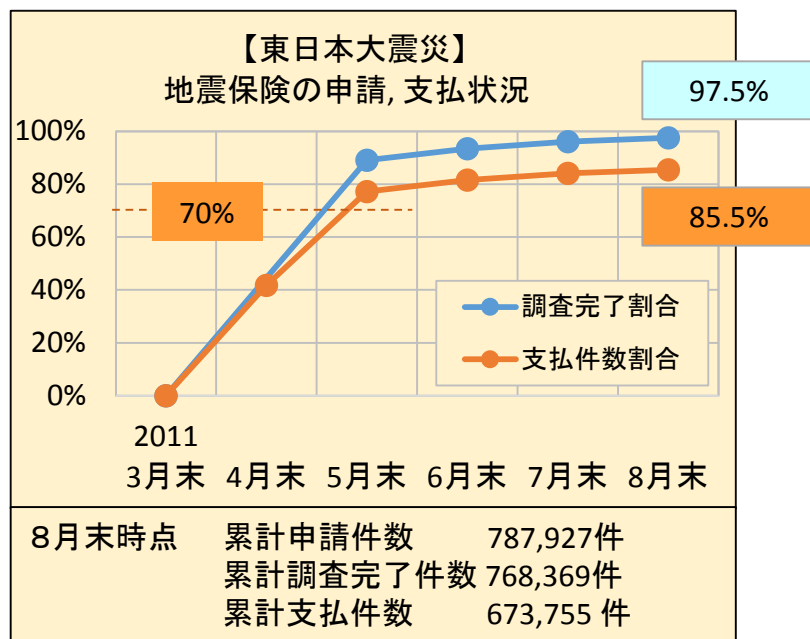
1回の地震等当たりの官民保険責任額



総支払限度額は、関東大震災クラス地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても保険金の全額払いが可能となるよう設定しており、現在、11兆3,000億円である。

◎ 地震保険における申請及び支払の状況

- ✓ 地震保険の支払は、東日本大震災で2か月、熊本地震で1か月までに支払件数割合は70%を超え、それぞれ半年後にはほぼ終了している。
- ✓ また、首都直下地震等の巨大地震発生時における調査の迅速化のためのオプションとして、立会調査の業界共同取組について検討することとしている。



資料: 日本損害保険協会HPから内閣府作成

なお、A共済団体の共済金支払は、東日本大震災で発災後3か月目で約70%、熊本地震で発災後3か月目で約85%になっている。
(日本共済協会による)

(参考)

損害査定の簡素化・迅速化

共同取組を実施した場合の定量的影響

- 立会調査の共同取組を実施することで、各社の立会進捗の統一化を図ることができるとともに、「除く大手社」にとっては、移動効率が向上するため、調査の迅速化を図ることが期待できます。
- 一方、共同取組拠点は、規模が大きく、各社の合意形成を取りながら進めるため、各社が独自に立会拠点を設置するのに比較して、拠点設置・調査開始までに時間を要します。
- 上記を踏まえ、共同取組による保険金支払の迅速性への影響を検討したところ、共同調査を実施した場合、「除く大手社」にとっては、調査の迅速化を図ることが期待できる結果となりました。

	共同調査を実施する場合		共同調査を実施しない場合の 全体に対する期間差		
			全体	(大手社)	(除く大手社)
受付件数に対する調査完了率が80%に到達するまでの期間差	移動時間の影響のみ	▲3日	±0日	▲3日	+13日
	移動時間の影響＋ 調査開始までの所要日数影響	▲1日～+2日			

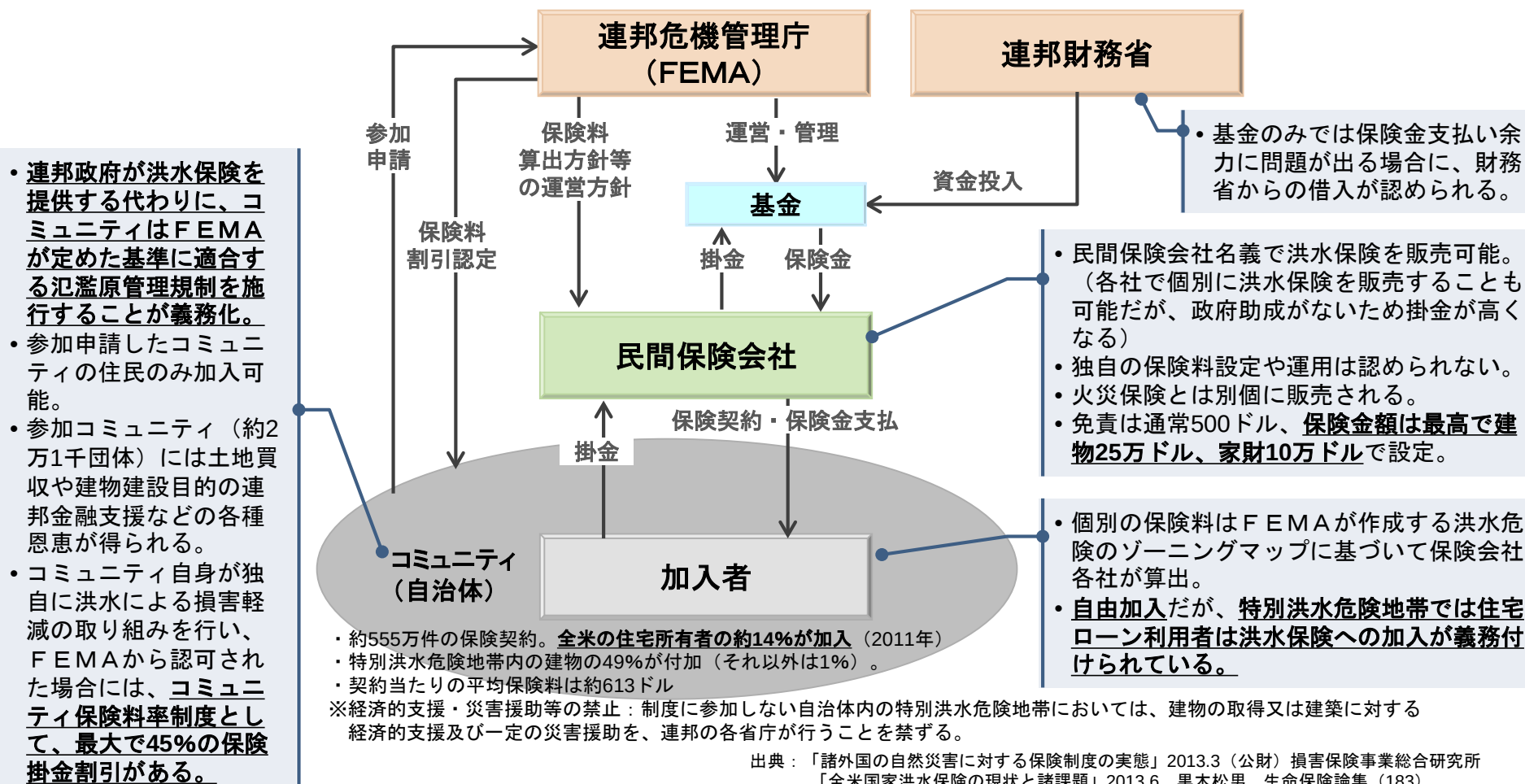
- 表の数字は、共同取組を実施しない場合の全社合計の受付対完了率が80%に到達する日数との比較（マイナスであれば早くなることを示します）
- この試算は、要員の招集率や稼働率、調査に必要な時間などの前提について、一定の仮定を置いたうえで行ったものです。
- この試算結果は、共同取組の効果の有無を定量的に確認することを目的とするものであって、実際に地震が発生した際に、その効果が上記の通り現れることを示したものではありません。

出所：日本損害保険協会資料 平成27年4月28日 地震保険制度に関するプロジェクトチームフォローアップ会合

(別添参考) リスク・コントロールによる加入促進を導入した保険制度

アメリカ…米国連邦洪水保険制度(NFIP):コミュニティ(自治体)及び個人に対する加入促進の制度設計

- アメリカでは1965年のハリケーン被害を契機に、1968年に連邦洪水保険制度(NFIP)が創設された。
- 洪水被害の軽減を目的とする都市計画、河川計画、海岸計画等の施策と連携して制度化されているところに特徴がある。
- 自由加入だが、加入による住宅ローン金利メリット等で加入促進を図っている。
- 地域コミュニティ(自治体)に対しても参加した場合には金融支援が得られることで参加促進を図るとともに、地域が洪水被害軽減の取り組みを行った場合の掛金割引制度を設けるなど、損害リスク自体の低下につなげる制度設計となっている。



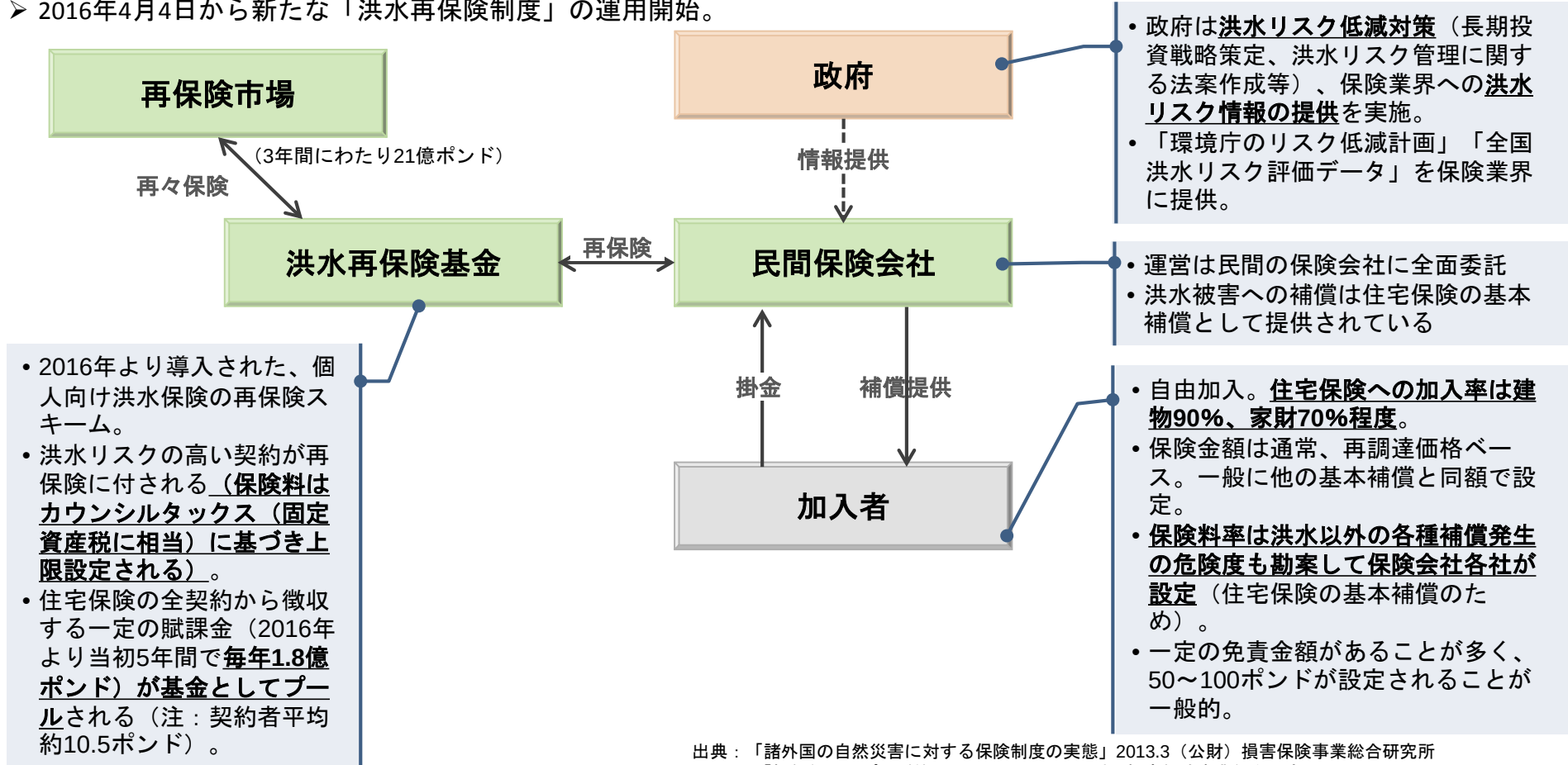
出典: 「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」2013.3(公財)損害保険事業総合研究所
「全米国家洪水保険の現状と諸課題」2013.6 黒木松男 生命保険論集(183)

FEMAホームページ(<https://www.fema.gov/national-flood-insurance-program>)等により内閣府作成

(別添参考) 政府の減災対策と連携した保険制度

イギリス・・・洪水保険制度：政府の災害（防災）に対する取組の促進と民間保険の充実

- イギリスでは政府とイギリス保険協会の合意をもとに2000年以降個人向けの洪水補償が住宅保険の基本補償として提供されるようになった。この合意は「洪水保険の原則書」（＝政府が洪水リスクの促進に取り組むことを条件に損保協会が保障を提供することを約束する合意）を2008年に締結。住宅保険自体は自由加入。民間保険会社が運営しており、政府の直接的な関与は薄い。
- なお、政府とイギリス保険協会の合意では、「個人向け洪水補償の提供」の他に「政府の洪水リスク低減対策費用の増額」、「開発承認にあたり洪水リスクを考慮する政策導入」など、政府としての取り組み事項も盛り込まれていた。
- 2016年4月4日から新たな「洪水再保険制度」の運用開始。

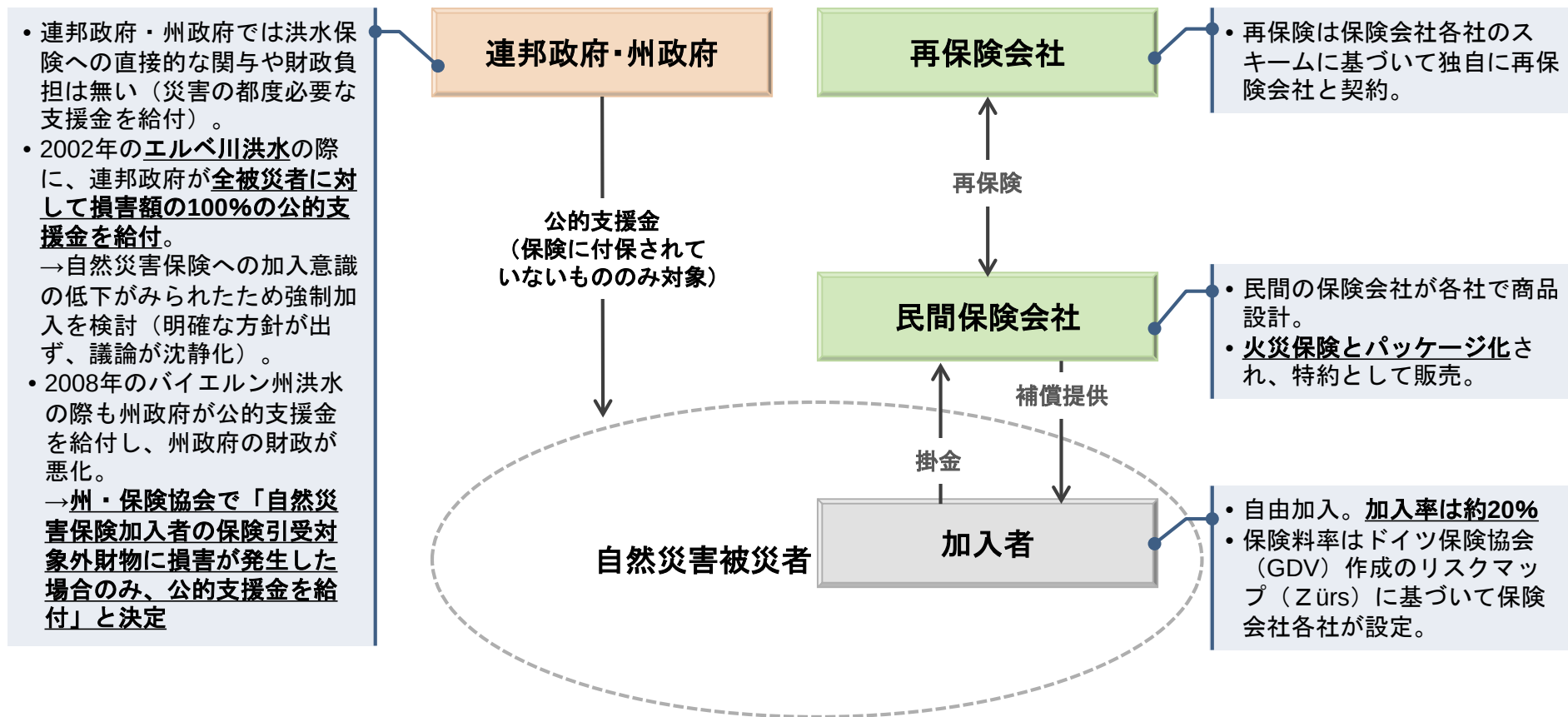


出典：「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」2013.3（公財）損害保険事業総合研究所
「損保総研レポート第115号」2016.5（公財）損害保険事業総合研究所
Flood Reホームページ（<http://www.floodre.co.uk/>）等により内閣府作成

(別添参考) 政府による手厚い公的支援による保険加入率の低下

ドイツ…自然災害保険: 自然災害保険の加入者のみ公的支援金を給付

- ドイツでは洪水に関する保険は自由加入であり、政府の関与は薄い。
- 災害発生時に公的支援金給付を手厚く行ったことで、住民の自然災害保険加入意識の低下や財政の悪化が発生した。そのため、強制加入の検討や、公的支援金給付範対象・範囲の制限導入が行われている。

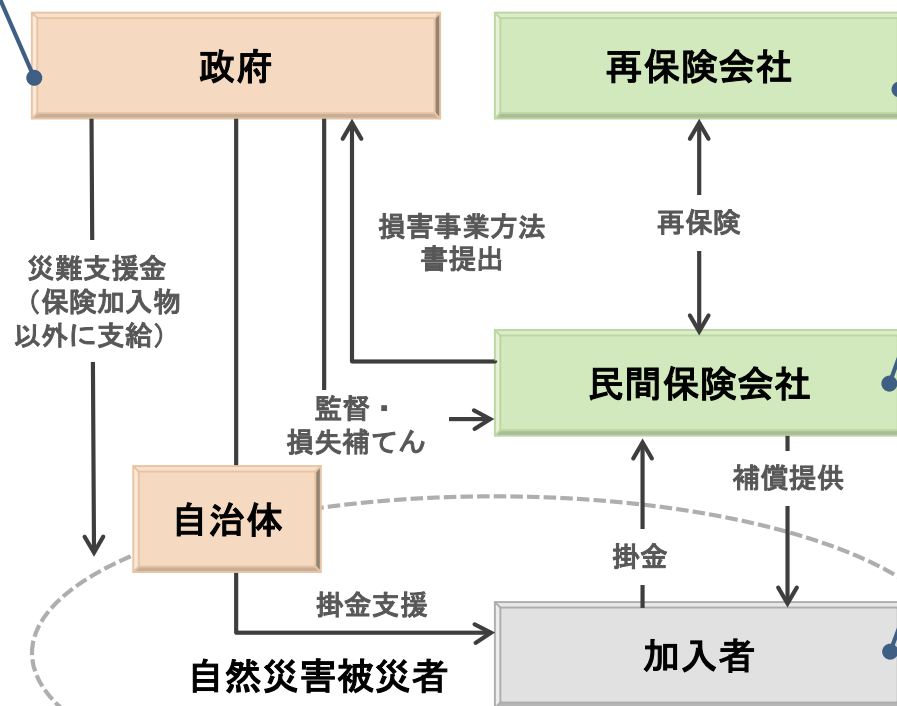


(別添参考) 公的支援制度から保険加入への移行

韓国…韓国風水害保険: 災難支援金制度から保険による自助の促進へ

- 韓国では以前から自然災害の災難支援金制度が存在したが、支援額は復旧に必要な額の30～35%に過ぎず被災者は支援水準に満足していない状況だった。一方で、国民の間に国が支援してくれるとの認識が生じ、保険加入率が低く普及しなかった。
- 2003年の台風「マミエ」による被害をきっかけに、2006年に自由加入の風水害保険制度を法制度化し、2008年から本格実施された。
- アメリカ同様に、地域が洪水被害軽減の取り組みを行った場合の掛金割引制度（自治体評価システム（CRS））導入が検討された模様。

- 保険掛金のうち、最大86%まで国からの支援がある
- 損害率180%を超える損害のうち、準備金でカバーできない分を補てん
- 別途、自然災害の被災者に対して災難支援金制度（必要復旧額の30～35%を支給）があるが、風水害保険に加入している建物・家財等は同制度の給付対象外となる。
- 保険料率算出に際し、自治体の災害予防投資や努力等を指数化して反映できる自治体評価システム（CRS）導入を検討。



- 再保険は保険会社各社のスキームに基づいて、損害率180%までの損害について独自に再保険会社と契約。

- 民間の保険会社が台風・洪水・地震等の自然災害による災害を対象に補償。

- 自由加入。加入率は約10%
- 定額給付型と実損てん補型があり、定額給付型は復旧費基準額の70%または90%いずれかを保険加入者が選択。
- 保険料率は料率算定団体（保険開発院）算定の地方自治体ごとの料率に基づいて設定。

(別添参考) 強制保険制度による加入の確保

フランス…巨大自然災害保険制度(Cat Nat):強制保険制度によりほぼ全世帯の加入を確保

- ▶ フランスでは、1981年に大きな被害をもたらした洪水災害を契機に巨大自然災害保険制度(Cat Nat)を創設。
- ▶ 政府が異常・巨大な自然災害と認定した洪水・地震等による対象財産の物理的損失を補償する制度で、保険料率や補償内容はフランスの経済・財務省が決定しており、財産保険・自動車車両保険・事業損失保険に強制付帯している。

